# 第二次 愛知県再犯防止推進計画 (案)

# 目次

第	1	草	計	画の	概	安																									
	1	•	計画	の趣	旨		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2		第一	欠計	画	に	基	づ	<	取	組	0)	成	果	と	課	題	及	び	第	<u> </u>	次	計	画	策	定	0	基	本	的	
			な方口	句性	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3		計画	の目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4		計画	の位	置	づ	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	5		計画	期間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	6		対象	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	7	,	計画	の基	本	方	針	及	び	施	策	(T)	柱		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•			•	3
第	2	章	愛	知県	:1=	お	け	る	再	犯	防	止	を	取	IJ	巻	<	状	況												
	1	:	刑法	犯認	知	件	数	の	推	移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	2		再犯	者数	(D)	推	移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第	3	章	施	策の	展	開																									
	I		国•	具•	市	町;	村	•	民	間	寸	体	等	0	連	携	強	化	0)	た	め	0)	取	組							
		1	玉	• 県	•	市	町	村	•	民	間	寸	体	等	0)	連	携	強	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
			具体的	的な	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
			コラ、	ム	愛	知	県	再	犯	防	止	連	絡	協	議	会	に	つ	ļγ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
			コラ、	ム	更	生	保	護	に	関	す	る	地	域	援	助	及	び	刑	執	行	終	了	者	等	に	対	す	る		
					援	助	に、	つ	١J	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	П		就労	• 住	居	Ø	確	保	0)	た	め	0)	取	組																	
		1	就	労の	確	保	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
			具体的	的な	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
			コラ、	ム	途	切:	れ	る	ک	ح	0	な	١J	息	0)	長	V	就	労	支	援	を	目	指	L	て		•	•	•	26
		2	住	居の	確	保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
			具体的	的な	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
			コラ、	ム	<	5	L,	応	援	ネ	ツ	$\vdash$	ワ	_	ク	(T)	住	居	支	援	0)	取	組		•	•	•	•	•	•	33
	Ш	,	保健	医療	•	福	祉	サ	_	ピ	ス	0)	利	用	0	促	進	等	0)	た	め	0	取	組							
		1	高的	齢又	は	障	害	0)	あ	る	者	等	^	0	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
			具体的	的な	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
			コラ、	ム	高	齢	者	等	^	0)	支	援	に	つ	١J	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
		2	薬	物依	存	を	有	す	る	者	^	0)	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
			具体的	的な	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
			コラ、	ム	薬	物	事	犯	者	に	対	す	る	離	脱	指	導	に	つ	V	て		•	•	•	•	•	•	•	•	46

IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等のための取組	
1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等 ・・・・・・・ 4	48
具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
コラム 法教育の出前授業について・・・・・・・・・ 5	54
V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組	
1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等 ・・・・・・ 5	56
具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
コラム「寄り添い/よりそい弁護士制度」について ・・・・・・ 6	33
コラム 拘禁刑下における集団処遇について ・・・・・・・ 6	35
VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	
1 民間協力者の活動の促進等 ・・・・・・・・・・・・ 6	37
具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
コラム リ・スタート ・・・・・・・・・・・・ 7	71
2 広報・啓発活動の推進 ・・・・・・・・・・・ 7	73
具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7	74
コラム 少年院や刑務所の見える壁と、見えない壁を突き破る	
「コウセイラジオ」 ・・・・・・・・・・ 7	77
愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱 ・・・・・・・・・・ 7	79
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(*マークのついた用語は用語集に解説があります。)	

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画の趣旨

愛知県では、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)の取組を踏まえつつ、誰一人取り残すことのない、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指して「愛知県再犯防止推進計画(以下「第一次計画」という。)」を策定し、犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、市町村、民間団体等と連携し、必要な取組を推進してきました。第一次計画に基づく取組の成果・課題を踏まえた上で、愛知県内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「第二次愛知県再犯防止推進計画(以下「第二次計画」という。)を策定しました。

#### SDGsの17の目標の中の該当項目









#### 2 第一次計画に基づく取組の成果と課題及び第二次計画の基本的な方向性

#### 〈第一次計画に基づく取組の成果〉

- ・国及び民間団体等とともに各種施策に取り組み、一定の成果が上がっている。
- ・就労については、刑務所出所者等への就職活動支援により保護観察\*対象者及び 矯正施設\*入所者の就職者数が増加するとともに、保護観察等の期間終了後も 引き続き息の長い職場定着支援を実施したことにより、6か月超の就労者の割 合が大幅に増加している。
- ・また、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする者への支援について、地域生活定着支援センター\*を中心に、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携・協働により、矯正施設入所中から退所後まで一貫したコーディネート業務等が実施されており、支援実績は増加している。
- ・さらに、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」により、弁護士が刑事司法手続\*内での支援にとどまらず、犯罪をした者等に寄り添い、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行い、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどの支援を行うことで、円滑な社会復帰につなげており、年々そのニーズは高まっている。

#### 〈第一次計画に基づく取組の課題〉

・犯罪をした者等へは、就労や住居、福祉など分野横断的な支援が求められるとと もに、支援に携わる機関・団体にとって必要な情報が点在しているため、県・国・ 市町村・民間団体等の一層の連携強化及び支援情報の共有が不可欠である。

- ・保護司\*の充足率が2025年に初めて9割を下回るなど、保護司の確保が喫緊の課題となっている。
- ・刑務所出所者等の高齢化が進んでいるものの、高齢者の就労ニーズに合っていないことから、多様な業種の協力雇用主\*の確保を図る必要がある。
- ・国の第二次再犯防止推進計画において、市町村の役割は、地域住民に最も身近な 基礎自治体として、適切に保健医療・福祉等の各種行政サービスを提供するよう 努めるなどとされているものの、県内では、市町村の約4割\*で地域再犯防止推 進計画が策定されておらず、再犯防止に関する知見やノウハウが不足している市 町村があることから、犯罪をした者等に最も身近な市町村における再犯防止の取 組をより一層推進していく必要がある。

※ 2025年4月1日時点 24市町村が未策定

#### 〈第二次計画の基本的な方向性〉

- ・県・国・市町村・民間団体等による支援の実効性を高めるため、相互の連携を更 に強固にし、支援情報の共有を行うことができる体制を整える。
- ・これまでの取組の成果や課題を踏まえ、保護司の担い手の確保や就労支援、福祉 支援や住居支援などに引き続き取り組むとともに、保護司の安全確保や多様な業 種の協力雇用主の確保など、社会情勢に対応した取組をより一層推進する。
- ・更生保護法の改正 (2023 年 12 月施行) による地域援助\*及び刑執行終了者等を対象とした援助\*の新設や、刑法の改正 (2025 年 6 月施行) による拘禁刑の導入など、新たな動きに対応した取組を実施する。
- ・犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、 社会復帰に向けた息の長い支援を実現するため、市町村における再犯防止の取組 を推進するとともに、地域における支援ネットワークの構築を進める。

#### 3 計画の目的

県内の刑法犯\*認知件数は、「あいち地域安全戦略」に基づく継続的な取組により、2024年には約5万件と、ピークであった2003年の4分の1以下にまで減少しておりますが、直近では、2022年から3年連続で増加しており、厳しい犯罪情勢となっております。

また、刑法犯検挙人員に占める再犯者\*の割合は、依然として約5割で推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で、再犯防止施策を更に推進していくことが重要であります。

こうした状況から、本計画では国との適切な役割分担を踏まえて、国、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、罪を犯した人が責任ある社会の構成員として円滑に社会復帰でき、安全・安心なまちづくりを促進することを目的とします。

#### 4 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画 として定めます。

#### 5 計画期間

2026年度から2030年度までの5年間とします。

#### 6 対象者

起訴猶予\*者、執行猶予\*者、罰金・科料を受けた者、矯正施設\*出所者、非行 少年\*若しくは非行少年であった者で、支援が必要な者とします。

#### 7 計画の基本方針及び施策の柱

国の第二次再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、愛知県では次の5つの基本方針のもと、6つの施策の柱について取り組みます。

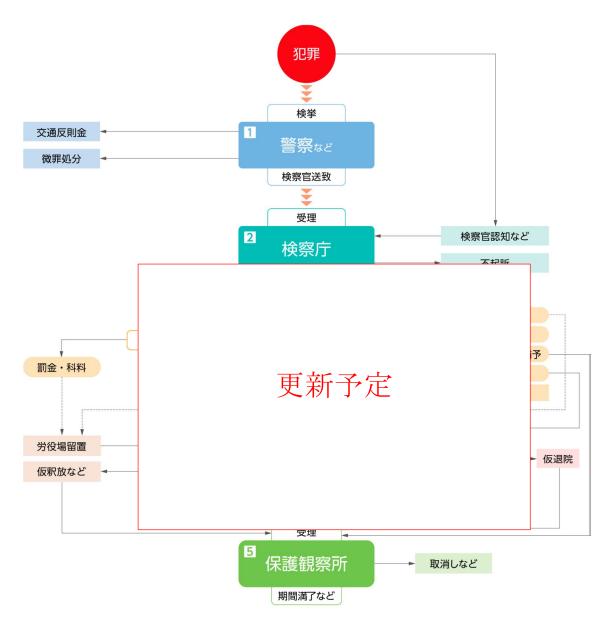
#### [5つの基本方針]

- (1) 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、 犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に 社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策 を総合的に推進します。
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じて、刑事司法手続\*のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な 指導及び支援を受けられるようにします。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- (4) 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組みます。
- (5) 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られる よう、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。

### 〔6つの施策の柱〕

- I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化
- Ⅱ 就労・住居の確保
- Ⅲ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
- V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

《参考1》成人による刑事事件の流れ



(出典:令和●年度版再犯防止推進白書)

ぐ犯少年 触法少年 犯罪少年 発見 検挙 一般人・警察など 警察など 送致 通告·送致 通告·送致 罰金・科料 更新予定 児童相談所長 など送致 執行猶予 保護観察付 執行猶予 無罪など 4 少年鑑別 仮退院 退院 満期釈放 受理 9 保護観察所 解除など 期間満了など 取消しなど

《参考2》非行少年\*に関する手続の流れ

(出典:令和●年度版再犯防止推進白書)

#### 《参考3》国の第二次再犯防止推進計画の基本方針及び重点課題

#### [5つの基本方針]

- ① 犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続\*のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究 の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団 体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応 じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### [7つの重点課題]

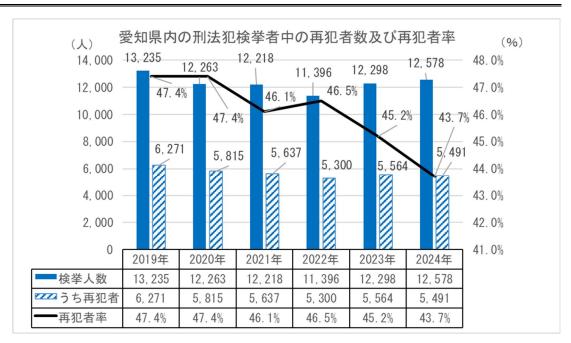
- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 第2章 愛知県における再犯防止を取り巻く状況

#### 1 刑法犯\*認知件数の推移



### 2 再犯者\*数の推移



愛知県内における犯罪発生状況(刑法犯認知件数)は、戦後最多を記録した 2003 年をピークとして、4分の1以下にまで減少していますが、直近では、2022 年から3年連続で増加しています。

また、2024年の刑法犯検挙者 12,578人のうち再犯者数は 5,491人であり、再 犯者率は、43.7%(全国平均 46.2%)となっています。

今後、刑法犯認知件数の減少と、安全に安心して暮らせる愛知の実現のため、 再犯防止の取組を地域の関係者が連携しながら一層進めていくことが必要となっています。

### 第3章 施策の展開

### I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化のための取組

#### 1 国・県・市町村・民間団体等の連携強化

#### 〔現状と課題〕

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しています。利用できるはずの支援制度があるとしても、情報や知識不足等の理由で必要な福祉サービスに結びつかず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めてしまうことも少なくありません。

これまで、県、市町村、民間団体において、生活困窮者に対する支援は住宅 支援や就労支援等、様々な形で行ってきており、犯罪をした者等の社会復帰に も有効な支援制度はいくつも用意されています。しかしながら、支援に関する 情報が点在しており、国、県、市町村、民間団体それぞれが、互いの支援内容 を十分に把握できていないことが、再犯防止に関する施策を進めていく上での 課題となっていることから、関係機関の一層の連携強化及び支援情報の共有が 不可欠です。再犯防止を効率的かつ効果的に推進していくためには、県や市町 村、刑事司法機関、福祉関係機関、教育機関等の関係機関、民間団体が垣根を 越えて連携し、情報共有や意見交換を行っていくことも重要です。

また、適切に保健医療・福祉等の各種行政サービスに結びつけるためには、 地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村との連携が必要不可欠であり、 市町村における再犯防止の取組をより一層推進していく必要があります。

加えて、更生保護法の改正(2023年12月施行)により新設された地域援助\*及び刑執行終了者等に対する援助\*など、新たな動きに対応した取組を実施する必要があり、複合的な課題を抱える刑務所出所者等への支援においては、必要に応じて重層的支援体制整備事業との連携を図っていくことも取組の一つです。

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、社会復帰に向けた息の長い支援を実現するため、地域における支援ネットワークの構築に向けた取組を進める必要があります。

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
名古屋地方検察庁	入口支援について、保護観察所、愛知県地域生活定着支援セ
	ンター*、各地方自治体、民間団体、福祉関係機関等と連携を
	強化しながら、社会復帰のための支援の充実を図ります。
中部矯正管区	矯正施設*職員及び各関係機関職員が参加する、地域定着に
	向けたセミナーや、自治体職員等を講師として招聘する研修
	会の主催などを通じて、関係団体との一層の連携強化を図り
	ます。
名古屋保護観察所	市町村に対し、地区保護司会*と連携し地方再犯防止推進計
	画策定や同計画の見直しに向けた働きかけを行い、統計や更
	生保護*における取組等の情報提供や助言を行います。
名古屋保護観察所	保護観察*や更生緊急保護*対象者に加え、新たに開始され
【新規】	た地域援助*や刑執行終了者等に対する援助*など、社会復帰
	に向けた各種支援が円滑に進むよう調整するとともに、重層
	的支援体制整備事業と連携するなど、息の長い支援の推進の
	ため、市町村や地域における支援機関・団体とネットワークを
	構築します。
名古屋刑務所	連絡協議会の開催を通じて、関係機関や民間団体との更な
	る連携強化を図ることで、切れ目のない支援を実現するため
	の取組を推進します。
豊橋刑務支所	施設所在地の自治体と協働し、年に1度、福祉支援に係る協
	議会を開催し、地域の関係機関・民間団体、職能団体等との連
	携を強化し、更なる社会復帰支援の充実を図ります。
岡崎医療刑務所	医療関係機関と医療に関する協議会を開催するなど、関係
	機関及び民間団体等と連携し、就労先や帰住先の確保を行う
	など、社会復帰に向けた取組を進めます。
名古屋拘置所	再犯防止に係る施策の確実な進展に向け、協力雇用主*を始
	めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を
	推進します。
瀬戸少年院	施設の見学会や地域の福祉施設のための奉仕作業を実施
	し、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進と連携強化を推
	進します。

愛知少年院	関係機関等と交流し、関係構築及び相互理解を促進すると
	ともに、切れ目のない支援を図ります。
名古屋少年鑑別所	問題行動の理解や対応について、県・市町村・民間団体等か
(法務少年支援センター)	ら研修・講演、個別の心理支援、事例検討会の依頼があった場
【新規】	合には、積極的に協力し、連携強化を推進します。

# 【県】

担当課室	取組内容
防災安全局県民安全課	関係機関・団体等で構成する「愛知県再犯防止連絡協議会」
	を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に取り組
	みます。
	また、国や関係団体からの依頼に対して、県の担当窓口とし
	て関係局を紹介し、市町村等への周知を行います。
防災安全局県民安全課	市町村の再犯防止担当者・福祉担当者における再犯防止や
【新規】	更生保護*に関する理解を深めるとともに、適切に保健医療・
	福祉サービス等に結びつける体制を整えるなど、市町村にお
	ける再犯防止の取組を促進します。
防災安全局県民安全課	再犯防止の取組の成果や課題等の共有のため、市町村の再
	犯防止担当課長が参加する連絡会議を開催し、市町村と連携
	して施策の推進に取り組みます。
福祉局福祉部地域福祉課	町村域において、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口
	(自立相談支援機関*)を設置し、住まいや就労など、多様で
	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、個々の状況に応じ
	た支援計画を策定し、生活自立や就労自立に向けて、包括的な
	支援を実施するとともに、関係機関とのネットワークの構築
	を図ります (自立相談支援事業)。
福祉局福祉部地域福祉課	刑務所出所者等が、必要に応じて重層的支援体制整備事業
【新規】	による適切な支援が受けられるよう、市町村に対して更生保
	護制度に基づく支援等に関する情報提供を行います。
労働局就業促進課	ヤング・ジョブ・あいち、あいち障害者雇用総合サポートデス
	ク等において実施している就労支援について、ハローワークと連
	携して取り組みます。
	また、国の事業として名古屋保護観察所が実施している「更生保
	護就労支援事業」の「職場定着支援事業」と連携し、同事業の支
	援対象者のうち保護観察*等が終了した者に対し、県が引き継い

	で「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施し、犯罪をした者等の職場定着の支援と協力雇用主*による雇用継続の支援に取り組みます。
労働局就業促進課	地域援助*対象者及び刑執行終了者等の職場定着支援に向け、
【新規】	関係機関、団体と連携して取り組みます。
労働局就業促進課	多様な業種の協力雇用主の確保のため、名古屋保護観察所及び
【新規】	愛知労働局と連携し、協力雇用主への登録拡大に向けた取組を進
	めます。

# 【民間団体】

I DOINING PT.	
担当機関	取組内容
愛知県社会福祉士会	各種の諸会議や勉強会等に社会福祉士*を派遣することを
	通じて関係機関等との連携強化を推進します。
愛知県保護司会連合会	再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの
	要請に基づき、会議や研修等を通じて関係機関・団体との連携
	強化を推進します。
愛知県更生保護事業連盟	国や関係機関、自治体との連携により必要な支援を行うこ
	とができるよう、協力体制の構築に取り組んでいきます。
愛知県更生保護女性連盟	会議や研修等を通じて更生保護ボランティア等の関係機
	関・団体との連携強化を推進するとともに、国の協力を得て研
	修を実施します。
愛知県BBS連盟	安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの
	連携強化を推進します。
NPO法人	保護観察*及び更生緊急保護*の期間中の者に就職活動支援
愛知県就労支援事業者機構	及び職場定着支援を実施し、職場定着支援を実施中にこの期
	間を経過した者には引き続き職場定着を実施します。
NPO法人	刑執行終了者等に対する援助*及び地域援助*の対象となっ
愛知県就労支援事業者機構	た者にも就職活動支援及び職場定着支援が実施できるように
【新規】	するため、スキームの構築と実効性のある体制づくりを関係
	機関とともに検討します。
愛知県地域生活定着支援セ	愛知県や名古屋市等の自治体の会議や、矯正施設*等が開催
ンター	する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関
	との連携強化を推進します。
愛知県内地区協力雇用主会	保護観察所や矯正管区を始めとする関係機関及び愛知県就

	労支援事業者機構と意見交換を実施し、連携を強化します。						
再非行防止	所属している日本自立準備ホーム協議会のメンバーとし						
サポートセンター愛知	て、法務省矯正局、保護局、全国の矯正管区、地方更生保護委						
	員会などと意見交換、連携体制を構築に取り組みます。						

### 愛知県再犯防止連絡協議会について 愛知県防災安全局県民安全課

愛知県再犯防止連絡協議会は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律 第 104 号)第 5 条に基づき、再犯の防止に携わる関係機関・団体等が連携・協力して 再犯の防止に関する施策を推進するために、2018 年6月に設置されたものです。 構成 員は、国、県、再犯の防止に携わる関係機関・団体等の代表者 47 名で、事務局を県の 防災安全局県民安全課が担っています。

協議会では、2021年3月に策定した「(第一次)愛知県再犯防止推進計画」に基づく再犯の防止に関する取組の進捗管理や、各関係機関の更なる連携強化等を目的に、毎年度協議を行っています。

また、これに加え、2025 年度は、第一次計画の計画期間が満了することに伴い、次期計画にあたる「第二次愛知県再犯防止推進計画」の策定に向け、協議をしてきたところです。

第二次計画策定後も、第一次計画に引き続き、再犯防止施策をより強力に進めていくための協議を重ねていく予定です。

会長	愛知県防災安全局長							
副会長	愛知県防災安全局県民安全監							
委員	〇国							
	名古屋地方検察庁、中部矯正管区、名古屋保護観察所 等 12機関の代表者							
	O県							
	福祉局、労働局、教育委員会、警察本部 等 19課室の代表者							
	〇関係機関・団体							
	愛知県内地区協力雇用主会、愛知県地域生活定着支援センター、							
	再非行防止サポートセンター愛知 等 14団体・機関の代表者							



愛知県再犯防止連絡協議会の様子

### 更生保護に関する地域援助及び刑執行終了者等に 対する援助について

#### 名古屋保護観察所

#### ≪保護観察所とは≫

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立 し改善更生することを助けることにより、安 全安心な地域社会を作る「更生保護」の仕事 をしている国の機関です。

愛知県には名古屋保護観察所と豊橋駐在 官事務所があります。

更生保護の マスコットキャラクタ



ホゴちゃん サラちゃん

#### ≪地域援助等が開始された経緯≫

これまで保護観察所は、保護観察を受けている人や更生緊急保護の人(用語集を参照) に対して指導や支援を行ってきましたが、保護観察等を終えた人からの相談には一般的 な行政相談として応じることはあったものの、個別に面接を行い、他の支援機関につな ぐ等の具体的な支援が受けられるよう調整することはできませんでした。

しかし、保護観察や更生緊急保護を終えた人を含む、過去に犯罪や非行をした人達は、 社会の中で生きづらさを抱えており、切れ目のない息の長い支援を確保していくことが、 再犯防止の推進に重要であるとして、2023 年12月、更生保護法が一部改正され、

"更生保護に関する地域援助"と"刑執行終了者等に対する援助"の制度が新たに開始 されました。

#### ≪更生保護に関する地域援助・刑執行終了者等に対する援助≫

#### 1 更生保護に関する地域援助

保護観察所は、保護観察歴の有無にかかわらず、 過去に犯罪や非行をした人(刑務所等の矯正施設に 入所歴のない人)、その家族や保護司、地域の支援機 関等の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や 助言等の援助を行います。

#### 2 刑執行終了者等に対する援助

刑務所や少年院といった矯正施設に入所した人 達は、自力で部屋や仕事が探せない等、様々な生き づらさを抱えています。保護観察所は、これらの人 の改善更生のために援助が必要と認められるとき は、その意思に反しないことを確認の上で、相談 に応じ、本人に必要な支援を行う機関・団体に必 要な情報提供や助言を行います。



地域援助等を周知するちらし

また、定期的に彼らと接触したり、支援者と連携を図り、安定した生活を送っている か確認します。

#### 3 援助の内容

保護観察所には多種多様な相談が入ってきます。相談内容で一番多いのは就労に関する相談で、求職支援を希望する人に対してはハローワーク等の支援機関に情報提供し、支援を依頼します。その他、住居の確保や覚醒剤やアルコール等の依存症にかかる相談、福祉・医療に関するもの、民事的な問題で弁護士等に相談が必要なもの等、保護観察官が助言や情報提供するものから支援機関につなぐ調整を行う等、相談内容に応じて対応をしています。様々な生きづらさを抱え、保護観察所に相談してきた人達が社会の中でやり直せるよう、地域支援ネットワークを活用し、地方公共団体や民間団体等と連携を図りながら息の長い支援を実施しています。

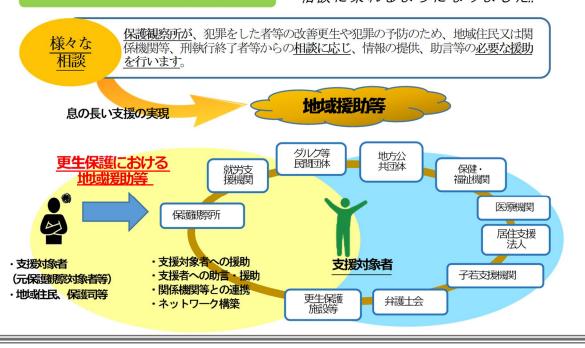
#### ≪地域支援ネットワークの構築≫

上記3の援助の内容で説明したように、地域援助や刑執行終了者等に対する援助では、前歴を開示して仕事を探したい、自力で住む場所を探せない、薬物依存からの回復支援を受けたい、生活資金に窮している等、様々な相談が入ります。そのため、保護観察所は相談内容に応じて支援する先を確保するため、地方公共団体や地域の各種支援機関・団体とネットワークを構築しています。今後も様々な地域における支援機関・団体と連携が図れるようネットワークの拡充を図っていくこととしています。

#### 地域援助・刑執行終了者等に対する援助及びネットワーク構築イメージ図

# 【息の長い社会復帰支援の推進】

保護観察所は、保護観察等終了後も 相談に乗れるようになりました!!



### Ⅱ 就労・住居の確保のための取組

#### 1 就労の確保等

#### 〔現状と課題〕

不安定な就労状況に置かれていることが再犯の要因の一つとなっていること や、依然として保護観察終了時に無職である者が少なくないことから、就労の 確保は経済的自立のためだけでなく、社会における「出番」や「居場所」を作る ための重要な取組であり、適切な就労先が見つからず、生活困窮者となったり 孤立が進んだりすることで、再び犯罪に手を染めることのないよう、優先的に 取り組むべき課題の一つといえます。

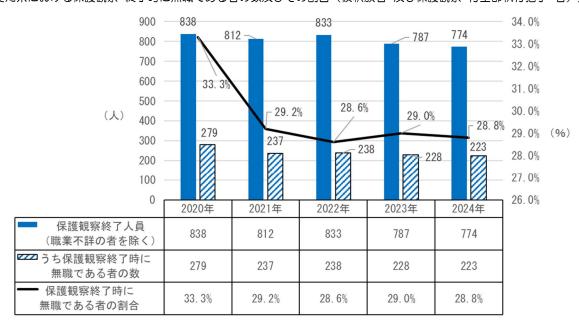
しかしながら、犯罪をした者等は、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識や資格が乏しいために適切な職業選択ができない場合や、社会人としてのマナー、対人関係の形成や維持のために必要な能力等が不足しているために、就職できても職場に定着できずに離職してしまう場合があります。また、犯罪をした者等の中には年齢や障害の状況等により、一般就労が困難な場合や一般就労と福祉的就労の狭間にある場合があります。

就職後の離職防止に向けた職場定着支援の実施により、保護観察対象者及び 更生緊急保護対象者のうち6か月を超えて就労を継続する者の割合は増加傾向 にあります。一方で、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事 業主である協力雇用主の数は、本県では約1,100社となっているものの、刑務 所出所者等の職業選択のニーズに十分に応えられていない状況のため、多様な 業種の協力雇用主を確保していく必要があります。

また、新たに開始された地域援助や刑執行終了者等に対する援助については、 現在行われている相談支援に加え、職場定着の促進など、よりきめ細やかな支 援が求められています。

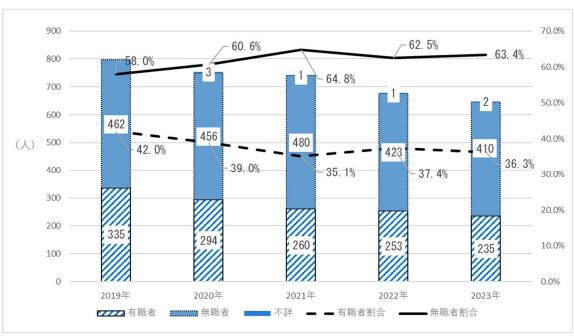
適切な就労支援を行うとともに、周囲の偏見をなくし、犯罪をした者等が安定した職に就き、働き続けることができるよう、就労に関する相談窓口の充実と周知を行っていく必要があります。また、犯罪をした者等の雇用に関わる企業の社会的評価の向上についても、引き続き図っていく必要があります

#### 〔愛知県における保護観察\*終了時に無職である者の数及びその割合(仮釈放者\*及び保護観察\*付全部執行猶予\*者)〕



(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

#### 〔愛知県における新受刑者\*のうち、犯行時の有職者・無職者別人員及びその割合〕



			愛知県			全国					
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
有職者(人)	335	294	260	253	235	5, 035	4, 618	4, 438	3, 909	4, 044	
有職者の割合	42.0%	39.0%	35. 1%	37. 4%	36. 3%	36. 1%	35. 1%	34. 6%	33. 9%	35. 9%	
無職者											
学生, 生徒 (人)	2	1	1		2	32	35	36	18	34	
家事従事者 (人)			1	1		6	6	4	1	1	
無職者(年金などの定収入のある無職者含む)(人)	460	455	478	422	408	8, 842	8, 494	8, 351	7, 560	7, 140	
合計 (人)	462	456	480	423	410	8, 880	8, 535	8, 391	7, 579	7, 175	
不詳(人)		3	1	1	2	15	21	16	26	31	
無職者の割合	58.0%	60.6%	64. 8%	62. 5%	63.4%	63. 7%	64.8%	65.3%	65.8%	63.8%	
合計(人)	797	753	741	677	647	13, 930	13, 174	12, 845	11, 514	11, 250	

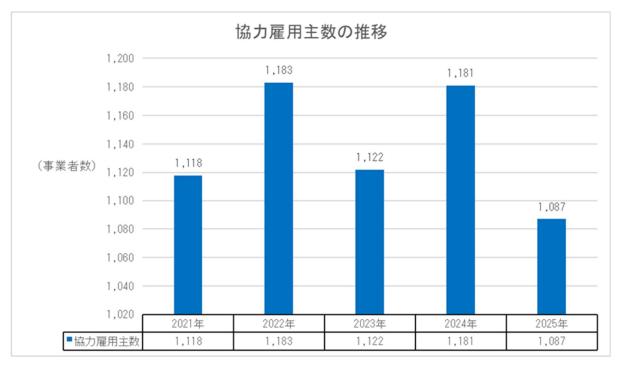
(出典:法務省矯正局調査)

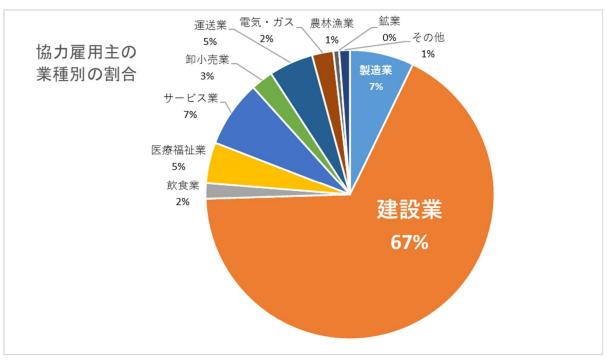
#### 〔愛知県における新受刑者\*のうち、再入所者における有職者・無職者別人員及び無職者の割合〕



(出典:法務省矯正局調査)

### 〔協力雇用主\*の推移及び業種別の割合〕





(出典:「令和6年あいちの更生保護 統計編」(名古屋保護観察所)を基に作成)

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
中部矯正管区	矯正就労支援情報センター室(通称:コレワーク)*では、
	受刑者等雇用に関心のある事業主に広報活動を行い、雇用窓
	口の拡充に努めていきます。
	また、矯正施設*及び更生保護官署等と連携し、「息の長い」
	支援となるよう、「包括的就労支援*」等を実施し、就労安定化
	を図ります。
名古屋保護観察所	ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、県就
	労支援推進協議会の設置、保護観察*対象者等を雇用し就労継
	続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主*に対し奨励
	金を支払う等の各就労支援メニューの実施、協力雇用主の登
	録及び事例検討会の開催、ハローワークを対象とした研修会
	の開催等を行います。そのほか、民間団体と緊密な連携を図
	り、保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着支援を
	実施します。
名古屋保護観察所	地域援助対象者及び刑執行終了者等からの相談を受け、相
【新規】	談内容に応じて、就職支援及び職場定着支援を実施する関係
	機関・団体と連携を図ります。
	また、就労を含む複合的な課題を抱える者に対する支援に
	ついては、重層的支援体制整備事業と連携を図ります。
	さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、多様な業種の
	協力雇用主の確保に向けた取組を進めます。
愛知労働局	刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設
	及び更生保護施設*と連携して「刑務所出所者等就労支援事
	業」を実施します。
	また、矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就
	職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を
	管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者
	及び就職支援ナビゲーター等(配置所のみ)を構成員とした
	「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支
	援や職業講話、職場体験講習、トライアル雇用及び職業訓練等
	を活用し事業を推進します。
	さらに、ニーズに沿った就労先を確保するため、矯正施設、
	保護観察所、法務省委託事業者及びハローワークが連携協力
	し、一貫した就労支援対策の充実を図り、状況に応じた各種支

	援等に取り組みます。
名古屋刑務所	「包括的就労支援*」の円滑な実施に向け、更生保護官署と
	の連携強化を図るとともに、ハローワークを始めとする就労
	支援関係団体との連携強化を図りながら、内定者数の増加及
	び安定した就労支援の確保に努め、切れ目のない支援を推進
	します。
豊橋刑務支所	就労支援対象者に対してハローワーク職員による職業相談
	等を実施し、また、保護観察所、協力雇用主会、職親プロジェ
	クト等との連携についても強化して、就労先の確保に努めて
	いきます。
岡崎医療刑務所	ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主*による講
	話、就労支援フェスタ等の実施により就労支援に関わる団体
	との連携強化を図ります。
	また、コレワークからの情報を積極的に活用するほか、内定
	者を増加させるだけでなく、就労先での定着支援ができるよ
	う就労先の選択に配慮した指導を実施します。
名古屋拘置所	出所時就労先の確保に向け、公共職業安定所職員と連携し
	て潜在的な就労支援対象者を掘り起こすほか、出所後の定着
	支援まで見据えた就労支援を実施します。
	また、民間協力者のニーズに応えられるよう、職域の幅を広
	げるために協力雇用主の新規開拓等に努めます。
瀬戸少年院	在院者の就労意欲を喚起するための職業講話等の働きかけ
	を継続して行い、同時に、当院出院者に対して、相談制度を利
	用しながらのフォローアップも適宜行います。
	また、就労を継続させることにも力を注ぎ、在院者の特性に
	合った就労先を見付け、同時に、就労先に対しても在院者の特
	性を理解するための情報を提供します。
愛知少年院	就労支援関係団体と連携した職業相談・職業紹介や、就労支
	援スタッフによる個別の面接、求職の方法等の助言・指導を行
	うとともに、就労に向けた支援や訓練が必要な場合の支援機
	関である若者サポートステーション等の民間団体との連携強
	化により、就労の確保に向けた取組の充実を図ります。
名古屋少年鑑別所	保護観察所との連携を強化し、保護観察*対象者である少年
(法務少年支援センター)	を少年鑑別所の非常勤職員として雇用する機会を積極的に提
【新規】	供し、保護観察対象者の少年の健全育成や再非行防止に協力
	します。

# 【県】

担当課室	取組内容
福祉局福祉部障害福祉課	「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」
	を策定し、障害者施設等からの調達を推進しており、障害者の
	就労及び経済的自立の支援となるよう、障害者施設等からの
	調達を推進します。
	また、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」における就労
	支援の充実や福祉施設からの一般就労への移行について、就
	労支援の更なる充実を図り、福祉施設からの一般就労への移
	行等を進めるとともに、離職を防ぐための就労定着支援につ
	いても取り組みます。
福祉局福祉部地域福祉課	町村域において、直ちに就職が困難な生活困窮者等に対し
	て、就労支援員による支援により、就労のための基礎能力の形
	成を図ります(就労準備支援事業)。
	また、柔軟な働き方をする必要がある者に対して、支援付き
	就労の機会を提供するとともに、就労に必要な能力向上のた
	めに必要な訓練等を実施する事業所を認定します(就労訓練
	事業所の認定)。
福祉局福祉部地域福祉課	刑務所出所者等が、必要に応じて重層的支援体制整備事業
【新規】	による適切な支援が受けられるよう、市町村に対して更生保
	護制度に基づく支援等に関する情報提供を行います。
労働局就業促進課	ヤング・ジョブ・あいち、あいち障害者雇用総合サポートデス
	ク等において実施している就労支援について、ハローワークと連
	携して取り組みます。
	また、国の事業として名古屋保護観察所が実施している「更生
	保護就労支援事業」の「職場定着支援事業」と連携し、同事業の
	支援対象者のうち保護観察*等が終了した者に対し、県が引き継
	いで「刑務所出所者等職場定着支援事業」を実施し、犯罪をした
	者等の職場定着の支援と協力雇用主*による雇用継続の支援に取
	り組みます。
労働局就業促進課	地域援助*対象者及び刑執行終了者等の職場定着支援に向け、
【新規】	関係機関、団体と連携して取り組みます。
労働局就業促進課	多様な業種の協力雇用主の確保のため、名古屋保護観察所及び
【新規】	愛知労働局と連携し、協力雇用主への登録拡大に向けた取組を進
	めます。
労働局就業促進課・関係局	総合評価競争入札、企画競争又は入札参加資格審査におけ
	る事業者の社会的取組を評価する仕組みを活用し、一定条件

	を満たす事業者を評価することにより、協力雇用主の雇用活
	動及び保護観察対象者等の雇用のインセンティブ向上を図り
	ます。
警察本部少年課	少年サポートセンター*等において、支援活動の対象となる
	少年に対して、ハローワークへの同行を行う等により就職支
	援に取り組みます。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県社会福祉士会	生活困窮者等の就労相談にも対応していきます。
愛知県更生保護事業連盟	適切な就労先、協力雇用主*の確保に向け、関係機関と連携
	を深め、より一層の就労支援対策の充実を図ります。
NPO法人	保護観察*及び更生緊急保護*の期間中の者に就職活動支援
愛知県就労支援事業者機構	及び職場定着支援を実施し、職場定着支援を実施中にこの期
	間を経過した者には引き続き職場定着を実施します。
	また、関係機関・団体と連携し、協力雇用主会の活動に物心
	両面からの支援を行うとともに、協力雇用主会が組織化され
	ていない地域において、協力雇用主の組織化を促すよう努め
	ます。
NPO法人	刑執行終了者等に対する援助*及び地域援助*の対象となっ
愛知県就労支援事業者機構	た者にも就職活動支援及び職場定着支援が実施できるように
【新規】	するため、スキームの構築と実効性のある体制づくりを関係
	機関とともに検討します。
	また、多様な業種の協力雇用主の確保について、関係機関と
	ともに、効果的な方策を検討し、取り組みます。
NPO法人	コレワークや協力雇用主への登録を行い、積極的な矯正施
くらし応援ネットワーク	設*等からの就労の雇用を行います。
	また、矯正施設で実施される企業説明会への参加により、受
	刑者の就労確保に努めます。
愛知県内地区協力雇用主会	愛知県就労支援事業者機構と協力し、就労支援に取り組み
	ます。
	また、愛知県就労支援事業者機構と協力し、協力雇用主会が
	未設置の保護区に対して、設置に向けた助言を行います。
再非行防止	支援対象者が、矯正施設等に入所している時から、本人との
サポートセンター愛知	面接を重ね、矯正施設、名古屋保護観察所、愛知県就労支援事
	業者機構との連携を行い、矯正施設入所中から就職先の内定
	に向けて取り組みます。

また、支援対象者の一般就労が難しい場合は、相談支援事業 所などと連携しながら、障害福祉サービスの就労継続支援B 型事業\*所などの利用調整を取り組みます。

さらに、社会復帰後においては、名古屋保護観察所、愛知県 就労支援事業者機構と連携し、職場定着支援を支援対象者に 実施しながら、就労定着に向けた取り組みを実施します。

# 途切れることのない息の長い 就労支援を目指して

#### 愛知県就労支援事業者機構

再び刑務所に入所した人の約7割は再犯時に無職であり、保護観察終了時に無職だった者の再犯率は有職者の約3倍に及ぶ、と言われています。安定した職に就くことは、罪を犯した人の再犯防止に欠かせませんが、犯罪歴等の理由から、就労の実現は決して容易ではありません。

そのため、国(法務省、保護観察所)の施策として、刑務所出所者等(刑務所からの仮釈放者等の「保護観察」と、保護観察のない「更生緊急保護」を受けている者の総称で、「保護観察等」対象者ともいう。)に対し、平成24年度から「更生保護就労支援事業」が開始され、愛知県下では、現在までNPO法人愛知県就労支援事業者機構が受託・実施しています。

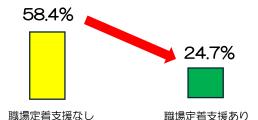
\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

「更生保護就労支援事業」は、長年、就職するまでの「就職活動支援」と、協力雇用主(注)の拡充の取組を事業内容としてきたため、就職活動支援により、協力雇用主のもとへ就職しても、就職後の相談に応じる支援はありませんでした。

そこで、平成30年度から令和2年度まで、法務省の「地域再犯防止推進計画モデル事業」が全国で展開され、このモデル事業を行うこととした愛知県から「職場定着支援モデル事業」を受託した当法人が事業実施者となり、協力雇用主のもとへ就職した刑務所出所者等に対し、定着支援を実施しました。当法人の支援員が協力雇用主と、そこで働く刑務所出所者等のもとを毎月訪ね、仕事内容、上司や同僚との人間関係、雇用条件等について相談を受け、双方に助言したり双方を調整したりしました。

協力雇用主・刑務所出所者等双方とも、 良き相談相手ができたことで、3か月以内 の短期離職者の割合が約6割から約2割 5分に減少し、就職により支援が終わるの ではなく、就職後の職場への定着支援が実 施されることで、これまでよりも少し

職場定着支援による3か月以内の離職者の割合の変化



「息の長い」支援ができるようになりました。

(注)協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする事業主をいう。

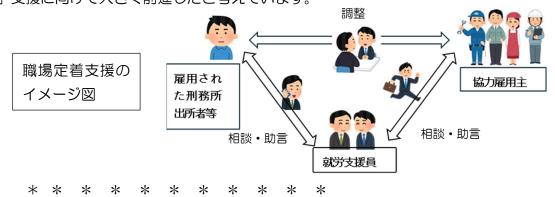
\* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

令和 2 年度から「更生保護就労支援事業」は、「就職活動支援」と「職場定着支援」の 2 本柱になり現在に至っていますが、そもそも、刑務所出所者等に保護観察所が能動的・継続的に関わることができるのは、「保護観察等」の期間中に限定されます。実際に、保護観察所が実施する「更生保護就労支援事業」の支援も、観察等の期間が満了すると同時に終了することとなり、十分な職場定着支援が行えないケースが生じていま

した。例えば、刑務所仮釈放者の 4 割近くが保護観察期間3か月以内の者であり、また、保護観察期間が満了する直前に転職して、そこから職場定着支援を始める者もいます。こうしたケースのように、職場定着支援を開始してから短期間のうちに「保護観察等」の期間が満了する者には、「更生保護就労支援事業」では十分な支援期間が確保できないという法制度上の課題を実感するようになりました。

そこで、愛知県は、令和3年度から、「更生保護就労支援事業」による「職場定着支援」を受けていた人が「保護観察等」期間の満了後も引き続き支援を受けられるよう、その後原則3か月(6か月まで延長可)の定着支援を行う、県独自の「刑務所出所者等職場定着支援事業(県事業)」を開始し、現在まで当法人が受託・実施しています。

国・県が連携したこの二つの事業により、就職時における「保護観察等」の残期間の 長短にかかわらず、就職後は必ず一定期間の「職場定着支援」を受けることができるよ うになり、刑務所出所者等と協力雇用主の双方から好評を博しております。また、国と 県の二つの事業の相乗効果により、「6か月以上職場に定着できた者」の割合も逐年増 加しています。支援終了時のヒアリングでは、刑務所出所者等と協力雇用主の全員が、 「相談相手ができたことで、孤立を防ぐことができ、心理的な負担の軽減に役立った」 と回答しています。国の支援に県の支援が加わることで、「途切れることのない息の長 い」支援に向けて大きく前進したと考えています。



職場への定着を促進するためには、職場定着支援の充実に加え、就職のミスマッチを 防ぐことも重要です。協力雇用主の登録数はかつてと比べて増加していますが、刑務所 出所者等が希望する就職先のニーズから、多様な業種の登録拡充が求められています。

こうした中、愛知県が主催し、名古屋保護観察所と愛知労働局が共催する「協力雇用 主登録拡大に向けたセミナー」が、令和7年8月8日、名古屋市内で開催されました。

このセミナーに協力した当法人は、協力雇用主 3 社とともに登壇し、協力雇用主の体験談等を紹介しました。当法人にとっても初めての試みでしたが、参加者アンケートによればおおむね好評だったようで、今後も国・県・関係団体等と連携・協力しながら、刑務所出所者等の就労支援の一層の充実を図っていきたいと考えています。

#### 2 住居の確保

#### 〔現状と課題〕

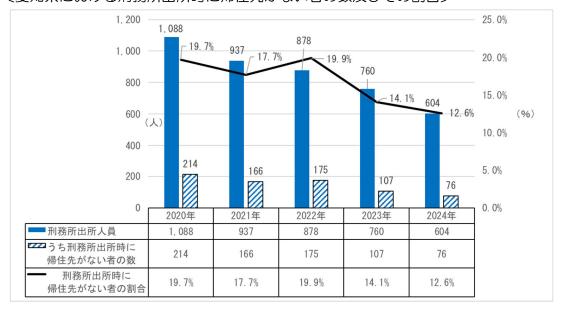
全国において適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設\*等へ入所した仮釈放\*者に比べて約2倍高くなっていることが明らかとなっています。したがって、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止の上でも優先的に取り組まなければならない事項です。

国や県においては、新たな住宅セーフティネット制度\*の創設や、住居確保給付金の支給等を通して、生活困窮者に対し、住居の確保に向けた支援、犯罪をした者等で親族等のもとへ帰住できない者を受け入れる更生保護施設や自立準備ホーム\*等の確保等を行ってきました。

しかしながら、依然として、満期釈放者\*のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあります。

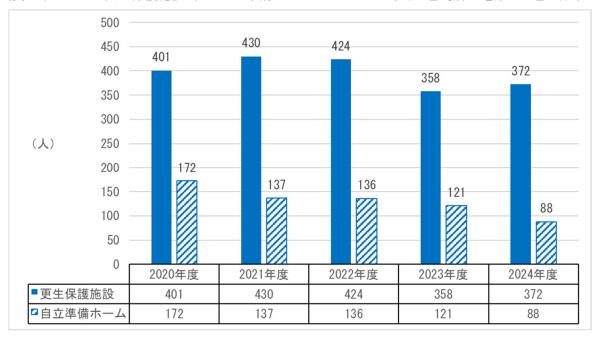
また、更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇\*困難者に対する処遇 や地域社会への移行支援など、その役割が拡大してきており、施設数の確保は もとより、機能の強化が求められています。

#### 〔愛知県における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合〕

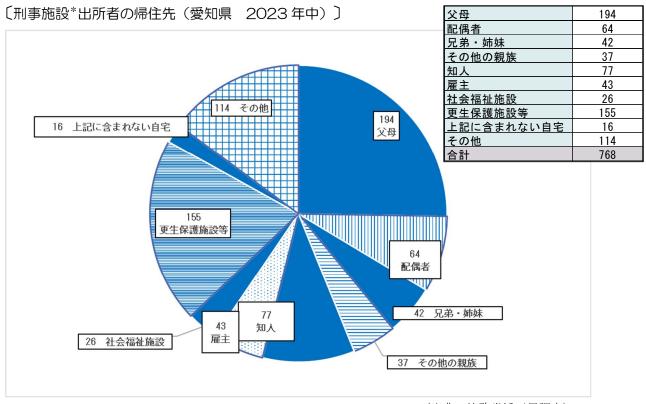


(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

#### 〔愛知県における更生保護施設\*及び自立準備ホーム\*において一時的に居場所を確保した者の数〕



(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))



(出典:法務省矯正局調査)

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
中部地方更生保護委員会	矯正施設*の被収容者が社会に戻るに当たって適切な住居
	を定めるよう、引き続き被収容者に助言・指導を行うととも
	に、生活環境の調整*として保護観察所を始めとする関係機関
	に連絡調整を図っていきます。また、適切な住居を定めること
	なく刑期満了で釈放になる被収容者に対して、行き先につい
	ての助言・指導を行います。
名古屋保護観察所	特別調整*の対象者を含む帰住予定地のない刑務所出所者
	等について、引き続き更生保護施設*及び自立準備ホーム*並
	びに居住支援法人等と連携して積極的な受入れについて検
	討・実施します。
	また、福祉、就労及び住居等に係る関係機関・団体との協力
	体制を一層強化し、更生保護施設及び自立準備ホームで受け
	入れた者の適時適切な自立を支援していくとともに、性別や
	特性を問わず、より多くの者を保護できるよう、自立準備ホー
	ムとして登録する法人等の更なる拡大に努めます。
名古屋保護観察所	住居を含む複合的な課題を抱える地域援助対象者及び刑執
【新規】	行終了者等に対する支援については、重層的支援体制整備事
	業と連携を図ります。
名古屋刑務所	従前の特別調整による更生保護官署や関係団体との連携に
	加え、地域に根差した居住支援法人等との連携強化の充実を
	図り、住居確保に向けた支援を実施します。
豊橋刑務支所	愛知県内の複数の高齢・障害・生活困窮等の事業所と連携す
	ることで、出所後の住居のない者について、施設独自の支援を
	積極的に進めます。
岡崎医療刑務所	出所者のうち、帰住予定地のない者について、NPO法人な
	どと連携して出所後の居所の確保に取り組みます。
	また、帰住先まで自力で行くことが困難な出所者について
	は施設の出迎え依頼や乗車保護などの方策を検討し、切れ目
	のない支援を引き続き実施します。
	さらに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条
	1項の措置入院の該当者については、保健所等からの依頼に柔
	軟に応じて、釈放後の円滑な社会復帰を目的とした関係会議
	等に積極的に参加します。

名古屋拘置所	帰住地のない被収容者に係る居住先の確保に向け、引き続
	き関係団体と連携して、出所後更生保護施設や自立準備ホー
	ム等へのシームレスな入居が可能となるよう各所に働きかけ
	を行います。
瀬戸少年院	親元に帰住できない在院者については、可能な限り早期に
	更生保護施設*や住込み就労先への帰住調整を図ります。ま
	た、何らかの福祉的援助が必要な在院者に対しては、社会福祉
	士*等が関係機関とつなぎ、円滑な社会復帰ができるよう調整
	を図ります。
愛知少年院	更生保護施設、自立準備ホーム*、特別調整*によるグルー
	プホームへの帰住調整及び連携強化を継続することで、出院
	者の居場所の確保の充実を図ります。

# 【県】

担当課室	取組内容
福祉局福祉部地域福祉課	町村域において、離職等により住居を喪失又は喪失のおそ
	れのある生活困窮者に対し、家賃相当額や転居費用を支給し
	ます(住居確保給付金)。
	また、町村域において、住まいに不安を抱える生活困窮者等
	に対し、一時的な宿泊場所の提供や、居住支援員による入居支
	援や見守り支援を実施し、居住の安定化を図ります(居住支援
	事業)。
福祉局福祉部地域福祉課	刑務所出所者等が、必要に応じて重層的支援体制整備事業
【新規】	による適切な支援が受けられるよう、市町村に対して更生保
	護制度に基づく支援等に関する情報提供を行います。
建築局公共建築部	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で県営住宅
公営住宅課県営住宅管理室	を賃貸しており、一般世帯向住宅に福祉枠(母子・父子世帯、
	高齢者世帯、心身障害者世帯、子育て世帯等)を設け、福祉枠
	世帯の申込資格のある方は抽選の回数が2回になる優遇制度
	を実施します。
	また、住宅に困窮する犯罪者の入居について、特別な配慮の
	必要性を検討していきます。
建築局公共建築部	保護観察*対象者等の住宅確保要配慮者の住居の確保につ
住宅計画課	いて、業界団体等への「住宅セーフティネット制度*」及び「愛
	知県あんしん賃貸支援事業」の情報共有及び普及啓発に努め、
	引き続き住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を進

めます。
さらに、住宅確保要配慮者の入居を拒まないとして登録さ
れた住宅への入居相談等を行う、「住宅確保要配慮者居住支援
法人」の指定を進めます。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県社会福祉士会	生活困窮者の住宅確保についての相談を行っていきます。
愛知県更生保護事業連盟	各更生保護施設*が情報交換等の連携を深め、退所後の住居
	確保のため施設見学会開催して職員の見識を高めます。
NPO法人	関係機関等と連携を図りながら、住居付き雇い入れが可能
愛知県就労支援事業者機構	な協力雇用主*の拡充及び住居の確保に取り組みます。
NPO法人	障害福祉での住居の確保に加え、住宅確保要配慮者居住支
くらし応援ネットワーク	援法人の登録及び運営を行い、自治体住宅関係課、地域の不動
	産会社、不動産仲介業者、債務保証会社、他の居住支援法人等
	と連携を図りながら、矯正施設*退所者を含む住宅確保要配慮
	者の住宅の確保に取り組むとともに、住宅を確保した後、住宅
	確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組
	等を活用できるよう取り組みます。
愛知県内地区協力雇用主会	愛知県就労支援事業者機構と協力し、住居の確保に取り組
	みます。
再非行防止	帰住先がなかったり、不安定な少年や成人について、名古屋
サポートセンター愛知	保護観察所と連携し、自立準備ホームなどで住居の確保に取
	り組みます。
	また、障害がある場合には、障害福祉サービスのグループホ
	ームでの住居の確保との取組を行います。
	さらに、県外でやり直したいと希望する対象者がいる場合
	には、地域の保護観察所、日本自立準備ホーム協議会と連携
	し、県外の住居の確保の取組も行います。

# くらし応援ネットワークの住居支援の取組 NPO 法人くらし応援ネットワーク

〈居住支援事業部と刑余者の就労について〉

NPO 法人くらし応援ネットワークでは障がい福祉サービスの他に色々な事業を行っております。今回は居住支援と刑余者の就労についての取り組みをご紹介させていただきます。

居住支援事業部は、住宅確保用配慮者居住支援法人と日常生活施設 ELSA、おひとり 様終活事業を行っております。住宅確保用配慮者居住支援法人では、生活困窮者、高齢 者、障がい者、ひとり親世帯、刑余者等で、住まいにお困りの方の住まい探しから、緊 急連絡先、入居後、見守り支援や必要な方に地域資源をつないだりしています。

日常生活支援事業所では、今日から住む所のない方 や緊急的に支援が必要な方など幅広く行き場のない方 の支援をしています。この生活支援施設ではおおむね 6 か月間暮らしていただき、本人の希望をお聞きしな がら退所後を見据えて、働ける方は、仕事を探してー 人暮らしができるように、高齢の方は老人ホームに 入れるように介護認定を受けたり、障がいをお持ち





総合福祉スペースWACAの外観と室内

の方は障がい手帳を取得し、障がい福祉サービスにつないだりしてご希望される地域で 安心して生活できるように整えていきます。

居住支援法人と日常生活支援施設をご利用いただくことで、居住に困った方々の切れ 目のない支援を行っております。

おひとり様終活事業は、一人暮らしで頼れる方がいない高齢者に施設や病院に入られる時の保証人、死亡後に葬儀の手配、残置物の処理や死亡後事務、納骨、お墓の手配等を請け負うサービスになります。居住支援で身寄りのない高齢の方に関わる機会も多く、終活事業の必要性も高いことから始まった事業です。

対象の方に、契約時エンディングノートを一緒に作成させていただき、「これで安心 して死ねるわ」とおっしゃっていただけるようになりました。

就労の取り組みにつきましては10年ほど前から協力雇用主(刑務所を出られる方の 就労先)をさせていただいています。雇用させて頂き、法人内の事業所等で勤務してい ただいています。多数の方を雇用させていただいて思うことは、過去に犯罪をされてい ても本人に立ち直る思いがあれば、誰かの支えがあれば、生き直すこともできるのだと いうことです。

2025 年度中には愛知県でも、刑余者の雇用先を増やす取り組み、職親プロジェクトが始まる予定です。その愛知県支部の立ち上げと支部長をお受けすることになり、賛同していただける協力企業の開拓や各官庁との調整に奔走しているところです。

このように当法人では単一サービスを提供するのではなく「住まい」「仕事」「日中活動」「相談」といった複数の機能を活用し、一人ひとりのニーズに応じて切れ目のなくサポートを提供できる体制作りに取り組んでいます。

# Ⅲ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

## 1 高齢又は障害のある者等への支援

#### 〔現状と課題〕

全国において、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

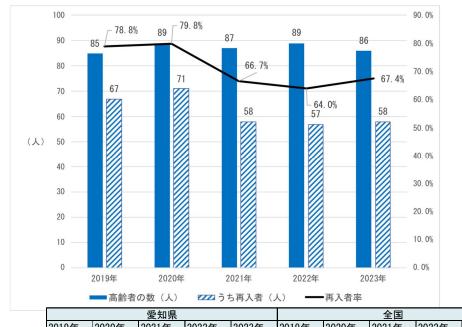
県においては、地域生活定着支援センター\*事業として、矯正施設\*に入所中で、高齢や障害を理由に退所後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を引き続き行うとともに、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、拘留中から福祉サービスの利用に向けた調整を実施する取組を 2021 年度から開始し、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援しています。

そのほか、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動や生活支援サービスの体制整備の充実・強化を図るため市町村の取組を支援するともに、高齢者向けの施設や住まいの整備を進めています。県内の民間団体の取組としては、更生保護施設に福祉職員を配置しています。

しかしながら、犯罪をした者等には、要介護認定や障害者手帳を取得する 程度ではないが支援が必要な者や、本人が希望しないために特別調整\*の対象 とならない場合があり、そのような者が支援制度の狭間に陥って社会の中で 孤立することがないよう、切れ目ない支援を行うため、関係機関の連携体制 の充実及び強化が求められています。

さらに、犯罪をした者等で医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者の中には、保健医療・福祉サービスについて、十分な情報を持っていないことにより適切な支援が受けられず、再犯に至るケースもあることから、刑事司法手続\*の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするため、特に市町村の保健医療・福祉担当部局と連携した支援が求められます。

# 〔愛知県における新受刑者\*のうち高齢者群(65歳以上)の再入者\*及びその割合〕



2021年 2019年 2020年 2023年 2019年 2020年 2022年 2023年 2021年 高齢者の数(人) 85 89 87 89 86 1, 793 1, 736 1, 861 1, 683 1, 680 うち再入者(人) 67 71 58 57 58 1, 229 1, 201 1, 259 1, 131 1, 152 67. 7% 67. 2% 再入者率 78. 8% 79.8% 66. 7% 64.0% 67.4% 68.5% 69. 2%

(出典:法務省矯正局調査)

### ○具体的な取組

### 【国】

<b>L</b> — 2	
担当機関	取組内容
中部地方更生保護委員会	特別調整*の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設*、
	保護観察所及び地域生活定着支援センター*等の関係機関と
	の連携の充実強化を図ります。
名古屋保護観察所	高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住予定地のない矯正施
	設入所者に対して、帰住地確保及び福祉サービス利用に向け
	た調整を行う特別調整について、対象者を円滑に選定すると
	ともに、矯正施設及び愛知県地域生活定着支援センターと連
	携しながら行います。加えて、愛知県及び地域の保健医療・福
	祉関係機関等との連携の充実強化を図ります。
	また、入口支援*については、名古屋地方検察庁からの依頼
	に基づき、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で福祉
	サービスを受けることが必要な被疑者・被告人に対し、愛知県
	地域生活定着支援センター等と連携しながら、勾留中から帰
	住地確保及び福祉サービス利用に向けた調整を実施するとと

	もに、釈放後、更生緊急保護*の申出を受けて必要な支援を実施します。
	そのほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者
	に対して、心神喪失者等医療観察法に基づく処遇*を、保護観
	察所と医療機関、福祉サービス事業所等と連携しながら実施
	します。
名古屋保護観察所	複合的・複雑化した課題を抱える対象者に対する支援につ
【新規】	いて、重層的支援体制整備事業を実施する機関等と連携を図
	り、情報提供や援助の助言等を実施します。
名古屋刑務所	既存の特別調整*に該当しないものの、福祉的支援を必要と
	する対象者を広くすくい上げ、関係団体との連携を図ること
	で、切れ目のない支援を推進します。
豊橋刑務支所	毎年3回、地域の福祉関係者らと研修・情報交換会を開催
	し、実務上の課題等を積極的に情報共有を行うことで、地域の
	中で、質の高いシームレスな支援を目標に、東三河地域にてネ
	ットワークの構築を目指します。
—————————————————————————————————————	障害を有する対象者に、障害者手帳の取得手続をするなど
	して、居所を含めた福祉サービスの支援を実施するほか、釈放
	時に精神科医療が優先される対象者のうち、意向がある者に
	ついて、精神科病院への入院治療を調整するなど、関係機関と
	の連携の強化により、適切な情報提供や役割分担を進め、在所
	中から保健医療・福祉サービスのネットワークを構築します。
	また、一か所に負担が集中しないように、地域支援を面で捉
	え、支援者を支援していくような、層の厚い地域ネットワーク
	の構築を目指します。
	出所者が必要な医療・福祉サービスにアクセスできるよう、
	引き続き地域生活定着支援センター*を始めとする関係諸機
	関との連携を強化し、保護上の移送等に際しても、引受人への
	橋渡しを確実に実施します。
	社会福祉士*等が中心となって、地域生活定着支援センタ
MR   アイドル	
	一、福祉機関、医療機関及び自治体窓口等と連携し、手帳の取りるとをはおります。
	得や医療情報の提供など、切れ目のない支援を推進します。
愛知少年院 	福祉支援機関及び障がい者基幹相談支援センターを始めと
	する関係団体との連携強化を継続することで、切れ目のない
	支援を図ります。
名古屋少年鑑別所	福祉施設等からの依頼に基づいて、入口支援*又は出口支援

(法務少年支援センター)	の対象となる保護処分歴あるいは刑事処分歴のある者に対す
【新規】	る心理支援を引き続き行うほか、保健医療・福祉サービスに係
	る各種機関等からの依頼に基づき、子どもの問題行動の理解
	や支援の留意点などについての講演等を行います。

# 【県】

担当課室	取組内容
福祉局福祉部地域福祉課	地域生活定着支援センター*事業において、高齢又は障害に
	より福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者への特別
	調整の協力等や出所後のフォローアップ等を実施します。刑
	事司法手続の入口段階にある高齢又は障害のある被疑者等に
	対し釈放後直ちに福祉サービス等が利用できるよう支援しま
	す。矯正施設・保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関
	等との連携や、地域ネットワークの構築の推進等、取組の充実
	強化を図ります(地域生活定着支援センター事業)。
	また、愛知県社会福祉協議会が、低所得世帯、障害者世帯、
	高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行う生
	活福祉資金貸付制度について、事務費等を助成するとともに、
	制度の周知を行います(生活福祉資金貸付事業費補助金)。
福祉局福祉部地域福祉課	刑務所出所者等が、必要に応じて重層的支援体制整備事業
【新規】	による適切な支援が受けられるよう、市町村に対して更生保
	護制度に基づく支援等に関する情報提供を行います。
福祉局福祉部障害福祉課	障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施する
	「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」における、地域の相談
	支援体制の充実について、相談支援体制を担う人材の育成や、
	地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援
	事業者のスキルアップに向けた指導等を行います。
福祉局福祉部高齢福祉課	地域における見守り活動や生活支援サービスの体制整備の
	充実・強化を図るため、市町村の取組を支援します。
	また、施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよ
	う、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めます。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県社会福祉協議会	セーフティネット対策として、生活困難者に対する日常生
	活自立支援事業の実施主体であり、生活福祉資金貸付事業の
	相談窓口である市町村社会福祉協議会との連携や、支援に関
	する情報共有を深め、相談支援体制の整備を進めると共に、福
	祉サービスを必要とする方々の自立支援活動の推進に取り組
	みます。
愛知県社会福祉士会	認知症等で判断能力に問題を抱える方に対し、保健医療・福
	祉サービスの利用支援を中心とした支援を行います。
愛知県更生保護事業連盟	各更生保護施設*に、福祉職員を配置するなどして、高齢者
	または障害のある者に対し、個別の事情に応じた支援を行い
	ます。
愛知県地域生活定着	矯正施設*や保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支
支援センター	援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、高齢・
	障害を有する特別調整*対象者等への支援を行っていくとと
	もに、検察庁や保護観察所、弁護士と連携し、勾留中の被疑者
	等への勾留中からの環境調整にあたる被疑者等支援業務を行
	います。
	また、逮捕勾留後から矯正施設釈放までの間で、入口支援*
	及び出口支援として高齢・障害を有する方への支援も行いま
	す。
	さらに、地域ネットワーク強化業務の実施を通じて、愛知県
	内圏域ごとの支援体制を理解し、より身近な地域で重層的か
	つ継続的な支援が提供されるよう、地域の保健医療・福祉関係
	機関等との連携を図ります。
再非行防止	障害のある者に対象者については、矯正施設、保護観察所、
サポートセンター愛知	愛知県地域生活定着支援センター、相談支線事業所などと連
	携し、障害福祉サービスのグループホーム、就労継続支援型事
	業*所等での受入の確保に取り組みます。
	また、本人の状況、希望に応じた医療機関の受診、通院同行、
	服薬管理などの支援にも取り組むほか、県外でのやり直しを
	希望した場合には、保護観察所や日本自立準備ホーム協議会
	と連携し、県外のグループホームの確保に取り組みます。

# 高齢者等への支援について 愛知県地域生活定着支援センター

2009 年度から、都道府県を実施主体として「地域生活定着支援センター」の整備が開始され、愛知県では、2010年4月に「愛知県地域生活定着支援センター」(委託先: NPO 法人くらし応援ネットワーク)が設置されました。地域生活定着支援センターは、

「刑事司法と福祉をつなぐ」ために、高齢や障害等で社会自立が困難な方に対し、矯正施設(刑務所や少年院など)入所中から、矯正施設、保護観察所、地域の福祉関係者(行政・民間)等と連携して、各種公的制度の手続(住民票転出・転入手続、障害者手帳申請手続、福祉サービス利用申請、福祉サービス認定調査手続、各種減免・返還手続、保険・年金手続、生活保護受給手続等)を進めることで、支援対象者が出所したその日から安定した生活を送ることができるように支援をしています。

2012 年度から、各都道府県のセンターとも緊密に連携を図りながら、「広域調整」 も実施できる体制を全国規模で整備しています。

2021 年度からは、勾留中の被疑者等への福祉支援(入口支援)として「被疑者等支援 事業」が始まりました。勾留中から検察庁、保護観察所、弁護士会等、関係機関との 連携により、更生緊急保護制度を活用し、福祉的支援に繋げていく取組を行っています。

#### 地域生活定着促進事業

#### 1 事業の目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等 事業の概要 スキーム図 厚生労働省(事業費補助) 被疑者・被告人又は退 所予定者との面会(福 祉ニーズ、帰住予定地 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設 婚正施設退所者等支援 退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域 生活定着支援センター」の整備を実施。 退所予定者等が他の都道 府県に帰住を希望する場 合は、当該都道府県のセ ンターに調整連絡 A県矯正施設 対象者選定 (退所予定者) ○ 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度 からは全国での広域調整が可能に 調整依頼 ,調整依賴 保護観察所 連絡·調整 ○ 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。 対象者選定 (被疑者・被告人) A県地域生活定着支援センター B県地域生活定着支援セング 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、 A県検察庁 傷仕地の調整(自治体への相談、福祉 施設等への利用調整) 退所勢の同行(福祉事務所、受入福祉 施設等への同行、各種申請の援助等) 地域生活移行後も、定着のための継続 砂な支援を実施(受入施設の自治体等 との官民の連携支援、相談支援等) 以下の業務を実施。 ① コーディネート業務 (矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ) 協議・確認・調整 (被疑者・被告人) ② フォローアップ業務 (矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー) A県弁護士 ③ 相談支援業務 (犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の 被疑者等支援 帰住先の例 更生保護施設、アパート、福祉施設 (機機 老人ホーム、保護施設、グループホーム等) 利用に関する相談への支援) ※対象者選定にあたっては、高齢か、 障害があるか、帰住先がないか等 ④ 被疑者等支援業務(被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー) を基準に判断 実施主体 ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務 都道府県

#### 【支援の一例】

被疑者等支援業務(入口支援)の事例

20 代男性、療育手帳(B判定)を所持。詐欺により、逮捕・勾留。対象者の国選弁護人(以下、弁護人)から、愛知県地域生活定着支援センター(以下、定着支援センター)

に相談支援依頼があり、定着支援センターでの支援を開始。元々、市の自立支援協議会 (以下、自立支援協議会)で対象者を支援しており、自立支援協議会には検察庁、保護 観察所、弁護士会、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域の福祉機関、 定着支援センターが参画しているため、支援対象者の情報共有に関して連携がスムーズ に行えました。定着支援センターと保護観察所と検察庁の協議で、被疑者等支援業務の 対象者に選定され、釈放後は更生緊急保護制度を利用し、自立準備ホームに入居し、地 域に戻った後も入居した地域で新たなチームを作り、支援を継続しています。

#### 特別調整(出口支援)の事例

70代女性、アパートで一人暮らしをしていたが、万引きをして刑務所に入所。刑務所内で認知症が進行し、家族も引き取れないため福祉支援を希望。当初は拒否的であったが、何度も面接を重ねることで、徐々に施設への受け入れに納得された。出所当日、施設に入った途端、元のアパートに帰りたいと態度が変わり、支援者一同で説得するも、帰ると頑なであったが、徐々に気持ちが落ち着き、施設で一晩無事に過ごした。出所後の帰住施設は、一時的な施設だったため、認知症の進行を考慮し、高齢者施設への移行を決定し、ケアマネと連携し住宅型有料老人ホームへ移動。現在は、支援者に見守られながら安心できる環境で生活できています。

#### 【まとめ】

愛知県地域生活定着支援センターは、司法と福祉の橋渡し機関として、司法関係者の 方々との連携や福祉関係者の方々との連携を密に行う事で、支援の網目から漏れる方を 出さないように支援開始してから、16年目を迎えました。これまでの支援の中で、た だ帰住先の調整をしたり、福祉サービスに繋げたりするだけの支援という例はなく、対 象者の方それぞれで抱える社会での生きづらさやその原因を探り、一人でも多くの方が その方に必要な支援を受ける事ができるように配慮する取組を続けてまいりました。支 援対象者の方々も元々は、地域住民の一員でありながら、社会での生きづらさを感じ、 犯罪に繋がり、矯正施設に入所してしまい、釈放後に再度、社会での生きづらさを感じ 再犯をしてしまうという、このような負のスパイラルを打破する為に、今後も関係機関 の方々の協力をいただきつつ、再犯を減らし、地域に住む皆様が安心安全な生活がおく れる社会になるように尽力していく所存です。

### 2 薬物依存を有する者への支援

### 〔現状と課題〕

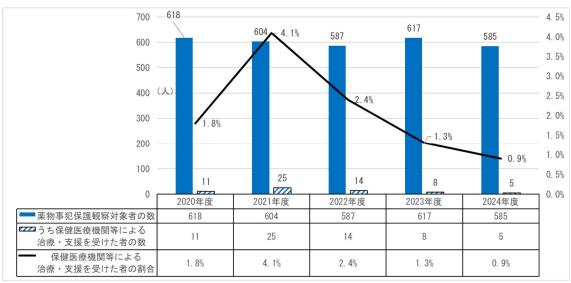
薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である 場合があるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、依存症からの 回復に向けた適切な治療及び支援を継続的に受けさせる必要があります。

国においては、矯正施設\*や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきました。県においては、薬物依存症の専門医療機関の選定を進めるほか、薬物に関する相談窓口の設置を進めてきました。また、愛知県精神保健センターにおいて、本人や家族を対象とした支援活動を行っています。

また、全国において、大麻事犯の 2024 年の検挙者数は、6,000 人を超え、高い水準となっており、その約7割を 30 歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していることも課題です。

薬物依存からの回復と社会復帰には、本人や親族等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関の治療体制及び民間支援団体等の支援の強化が求められ、そのための情報提供や研修等の充実が必要です。さらに本人や家族のほか、地域における依存症に対する理解を深め、薬物依存からの回復に向けた長期的な支援につなげるための啓発活動も必要となります。

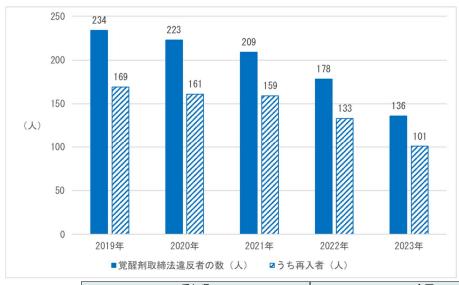
#### 〔愛知県における薬物事犯保護観察\*対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合※〕



薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合について、2023 年度までは「薬物事犯保護観察対象者数」を適用罪名で計上しておりましたが、2024 年度からは、保護観察における類型別処遇で「薬物類型」と認定された人を計上しております。

(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

# 〔愛知県における新受刑者\*の覚醒剤取締法違反者のうち再入者\*数とその割合〕



		愛知県			全国					
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
覚醒剤取締法違反者の数(人)	234	223	209	178	136	3, 766	3, 713	3, 399	2, 720	2, 242
うち再入者(人)	169	161	159	133	101	2, 837	2, 845	2, 575	2, 076	1, 756
再入者率	72. 2%	72. 2%	76. 1%	74. 7%	74. 3%	75. 3%	76. 6%	75. 8%	76. 3%	78. 3%

(出典:法務省矯正局調査)

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
中部矯正管区	薬物依存症に関する懇談会への出席を通じて、引き続き、研
	究等への協力などを行い、大学や県精神保健福祉センター、保
	護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。
名古屋保護観察所	薬物事犯者への「薬物再乱用防止プログラム」等を確実に実
	施するほか、関係機関や民間支援団体との連携を進め、薬物依
	存からの回復支援のための基盤づくりに寄与していきます。
	また、薬物事犯者等が刑事処分又は保護処分終了後も地域
	において必要な保健医療・福祉的サービスが受けられるとと
	もに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられる
	よう、自治体の関係部局や関係機関・団体と連携し、「薬物依
	存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライ
	ン」に基づく地域支援ネットワークの構築に努めます。
名古屋刑務所	拘禁刑*下における依存症回復処遇課程対象者を中心に、引
【新規】	き続き、薬物依存離脱指導を活用して薬物からの絶縁を図ら
	せるほか、民間団体等との連携を強化し、薬物依存離脱指導の
	充実を図ります。
豊橋刑務支所	覚醒剤取締法違反で収容された全薬物事犯者を対象に、薬
【新規】	物依存離脱指導の必修と専門プログラムを実施するほか、大

	麻事犯者に対しては大麻事犯者用プログラムを実施する等
	個々の犯罪に沿った指導を実施します。外国人や理解力に乏
	しい受刑者に対しては個別指導をする等、受刑者個々の能力
	に応じた指導についても実施します。
	また、職員自身も自助グループや薬物リハビリ施設の授業
	への参加を積極的に行います。
	さらに、社会資源の資料を出所時に持ち帰らせるなど、社会
	生活で孤立して再犯に繋がらないように根気強い支援に努め
	ます。
岡崎医療刑務所	出所後に民間支援団体や自助グループ等とつながりがもて
	るように、薬物事犯者への指導を自助グループ等と連携しま
	す。
	また、薬物事犯者のうち、精神疾患や知的障害等を有する者
	については、臨床心理士によるカウンセリングを主体とした
	個別指導を行います。
名古屋拘置所	薬物事犯者に対して実施する指導について、社会復帰後も
	持続して社会資源につなげるため、県精神保健福祉センター
	を始めとする関係団体等との連携を図り、指導内容の充実を
	図るとともに、薬物離脱への意識の定着のための取組を実施
	します。
瀬戸少年院	特定生活指導の枠組みで薬物非行防止指導を行い、保護観
	察所と連携を続けていくほか、必要性と希望に応じて出院後
	の支援者(自助グループ等)との橋渡しを行います。
愛知少年院	関係団体に薬物非行防止指導へ参加してもらうことで、在
	院中から情報を共有する体制の構築、連携強化を実施し、出院
	後の薬物使用防止について、切れ目のない支援を図ります。
名古屋少年鑑別所	少年鑑別所収容中の少年の薬物の問題に対し、的確なアセ
(法務少年支援センター)	スメントを行い、依存から脱するための効果的な処遇指針を
【新規】	保護観察所・少年院*へ提供します。保護観察所からの依頼に
	応じて、薬物事犯者のアセスメント等への協力、中部地方更生
	保護委員会の要請に基づくケース会議への参加のほか、支援
	対象者の面接等を行います。

# 【県】

【乐】	
担当課室	取組内容
保健医療局健康医務部	薬物依存症患者の支援体制の充実について、薬物依存症に
医務課こころの健康推進室	対応できる医療機関を依存症治療拠点機関*・依存症専門医療
	機関*として選定し周知を行うほか、依存症問題に取り組む民
	間団体への補助金交付を行います。また、本人の薬物依存症か
	らの回復支援について、薬物をやめたい気持ちを高めていく
	ことを目的とした回復支援プログラムの開催に引き続き取り
	組みます。
保健医療局生活衛生部	愛知県精神保健福祉センター等で薬物依存者の家族を対象
医薬安全課	に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援
	について理解するための依存症家族講座を実施する等、同じ
	悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
	また、薬物依存者に対する支援を実施する自助グループな
	どの民間団体との連携や活用を図り、団体の活動の紹介を積
	極的に行うなど、愛知県精神保健福祉センター等で必要に応
	じた支援を行います。
	その他、関係機関連絡会議等を通じて愛知県精神保健福祉
	センターや保健所等の関係機関との連携を強化し、薬物依存
	者やその家族を適切な支援団体や自助グループへつなぎま
	す。
警察本部薬物銃器対策課、少	取締活動を通じて薬物乱用者や、その家族等を対象に必要
年課	に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供すること
	で回復を支援します。
	関係機関等と連携し、薬物乱用防止講話やテレビ、ラジオ等
	の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用
	防止についての啓発を行います。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県更生保護事業連盟	国が行う薬物処遇重点実施施設以外の施設においても、薬
	物依存症等の回復支援プログラムであるスマープモデルに基
	づく薬物処遇ができるよう研修会等に参加して処遇力アップ
	を目指します。
愛知県地域生活定着	保護観察所、民間支援団体等の関係機関との連携強化を図
支援センター	ります。
	また、薬物依存等を含む依存症を有する者に対する支援を

	積極的に引き受け、支援します。
再非行防止	矯正施設*、保護観察所、愛知県地域生活定着支援センター
サポートセンター愛知	*、精神科病院、自助グループなどと連携し、親元に帰った後
	も、定期的に本人と会いながら、また、信頼関係の構築に努め
	ながら、孤独にならないように取り組みます。
	また、親元に帰ることが難しい場合は、自立準備ホーム*、
	グループホームなどでの住居の支援、就労継続支援B型事業*
	所での日中の支援に取り組むほか、関係機関に繋がる場合や、
	病院受診において、本人の同意が得られる場合は、同行を行い
	ます。

# 薬物事犯者に対する離脱指導について 豊橋刑務支所

薬物依存症者は、「どんなに長期間薬物から離れた生活をしていても、また、依存から離脱する努力を続けていても、一度使用したら元の生活に戻り、結局、刑務所での生活が待っている。」というケースが多いのです。

薬物依存から離脱することは、考えている以上に難しく、再犯率も高いため、必要なこととして、従来からの『ダメ、ゼッタイ。』という教育方法だけでは、十分な対応が難しくなっているということです。

薬物依存症者は、「意志が弱いからやめられない。」、「薬物関係者を切らない弱い人。」 という人もいますが、そんな単純な理由で薬物を使っているわけではなく、薬物を使う 背景に問題を抱えて苦しんでおり、そこに目を向けて指導する必要があります。

しかし、最初に述べたとおり、現在の薬物事犯の再犯率や傾向をかんがみるに、従前

の離脱指導の手法だけでは、十分な効果が発揮されているとは言い難いのが現状です。

そこで、我々がこれからの離脱指導の基礎として考えているのは、「つながるための教育・指導が必要。」という点です。これは、指導や教育によってやめ方を教えるだけではなく、自らが薬物から離脱するために、環境を変えて行くことへの手助けや相談に応じてくれる、支援者や機関など



に、「つながる」ことを目的に指導や教育を通して力を入れています。つまり、孤立を させないということが大切になってきます。

そのため、出所後につながる各関係機関として、精神保健福祉センターや自助グループ、専門病院、ダルク、家族会等との連携・協力がとても大切になってくると考えています。

実際、当支所では改善指導(薬物依存離脱指導)に、ダルクや自助グループのスタッフの方々に参加していただき、薬物依存から回復している人達の生の声を聴き、興味、関心を持ってもらえるように、つながる機会を増やす取組をしています。

薬物の依存から回復するための重要な要素の一つは、「使ってしまったら終わり。」という考え



ではなく、「もし使ってしまった時に、相談できる居場所があるか。」であると我々は考えています。薬物に依存してしまっている人の帰る場所が刑務所ではなく、社会の輪の中であり、彼女達を安心安全な居場所へとつなげられるように、今後も関係機関との協力を深めていく所存です。

最後に、現在地元のFM豊橋においても、豊橋刑務支所出所者の居場所となる番組、「ウミガメ」が放送されています。この番組も、出所者と社会を「つなげる」橋渡しと



# Ⅳ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等のための取組

# 1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等

### 〔現状と課題〕

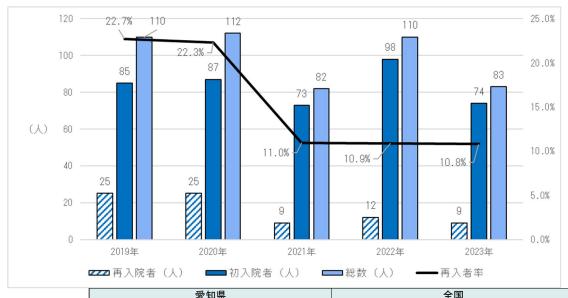
我が国における高等学校進学率は 98.8%であるのに比べ、少年院\*入院者の 24.4%、刑務所入所受刑者\*の 33.8%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等を原因として高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 56.9%、入所受刑者の 23.8%が高等学校を中退している状況にあります。

県においては、非行の未然防止のため、スクールカウンセラー\*やスクール ソーシャルワーカーの配置拡充に努めてきました。また、中退者等について は高卒認定試験合格や若者の就労支援機関と連携した就労支援の提供等を行 い、非行を犯した少年に対しては立ち直りを支援するため、農作業やボラン ティア活動等を通した居場所づくりを推進しています。民間団体においては、 子ども食堂の経営やボランティアによる学習支援等が行われています。

しかしながら、少年が非行に至る要因は様々であり、非行を犯した少年の持つ背景と原因を見極めた対応と、より効果的な支援のために担当職員の資質の向上及び教育機関や警察・少年鑑別所・少年院・保護観察所等の関係機関の連携強化が求められます。

そのほかに、非行を犯した少年の立ち直りを支援するための修学支援や就 労支援、居場所確保等を進めるためには周囲の一層の理解と受入れ体制が必 要であり、非行少年\*の立ち直り支援の必要性についての啓発を行うことが必 要です。

# 〔愛知県における少年院\*入院者数及び再入者\*数〕



	愛知県				全国					
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
再入院者(人)	25	25	9	12	9	278	269	224	150	162
初入院者(人)	85	87	73	98	74	1, 347	1, 256	1,069	1, 099	1, 359
総数(人)	110	112	82	110	83	1, 625	1, 525	1, 293	1, 249	1, 521
再入者率	22. 7%	22. 3%	11.0%	10.9%	10.8%	17. 1%	17. 6%	17. 3%	12.0%	10.7%

(出典:法務省矯正局調査)

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
名古屋保護観察所	学習意欲のある保護観察*対象者に対して、民間ボランティ
	ア(BBS会*)と連携して学習支援等を行うほか、愛知県子
	ども・若者支援地域協議会等連絡会議構成員として、関係機関
	との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会に
	おいて、家庭裁判所や少年矯正施設*、児童相談所等の職員と
	その処遇*について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネッ
	トワーク構築を図ります。
	矯正施設において就学支援等を受けた保護観察対象者につ
	いて、矯正施設、保護観察所、民間ボランティア、地方公共団
	体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、
	円滑な連携ができる有機的ネットワークの構築を検討しま
	す。
名古屋保護観察所	愛知県教育委員会と連携し、高卒認定等の受験を希望する
【新規】	保護観察対象者に対し、若者・外国人未来塾を案内し、学び直
	しの機会を図ります。

瀬戸少年院	中学生である在院者に対しては、在籍中学校と連絡を密に
	し、復学や進学の相談に関わっていただけるよう働きかけま
	す。
	また、高校等に在籍する者が入院した際には、学校と連絡を
	取り、退学や休学することなく継続する方法を模索するほか、
	修学支援制度を利用した取組を継続して行います。
愛知少年院	高卒認定試験受験希望者に対する学習支援を充実させると
	ともに、関係団体と連携を強化させ、出院後に修学支援が必要
	な者に対して適切な支援を図ります。
名古屋少年鑑別所	学校及び教育委員会からの依頼に基づき、非行等の問題行
(法務少年支援センター)	動のある児童生徒に対する心理相談のほか法教育の出前授業
【新規】	を行います。
	また、教職員、スクールカウンセラー*等を対象として、生
	徒の問題行動の理解や指導の留意点に関する研修等について
	も依頼に基づいて実施します。

# 【県】

担当課室	取組内容
県民文化局県民生活部	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に
社会活動推進課	対し、地域の関係機関が連携して支援するためのネットワー
	クである子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。
	また、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携して「青
	少年の被害・非行防止に取り組む県民運動」を展開し、青少年
	の非行防止、保護及び健全育成を推進します。
県民文化局	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配
学事振興課私学振興室	置、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相
	談体制の充実等に対し、支援します。
	また、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減
	を実施し、就学を支援するほか、私立学校において、薬物乱用
	防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、
	研修等への支援を実施します。
教育委員会事務局	県立学校における、スクールカウンセラーやスクールソー
教育部高等学校教育課、管理	シャルワーカーの配置拡充に努め、生徒の問題行動等の未然
部財務施設課	防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。
	また、学び直しを望む出所者に対し、関係機関と連携して入

学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。

さらに、少年院\*・少年鑑別\*所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー\*、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行うほか、高校授業料無償化や奨学金貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。

# 教育委員会事務局 教育部義務教育課、管理部財 務施設課

市町村立小学校・中学校・義務教育学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実に取り組みます。

また、少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、 受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやス クールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して 必要な支援を行います。

さらに、少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図るほか、小中学校における就学援助について、市町村に対して制度の趣旨に沿った援助の実施を働きかけ、就学継続のための支援を行います。

また、不登校児童生徒に対する支援を強化するため、校内教育支援センターにおいて支援を行う支援員の配置を市町村に対して補助し教育支援センターの設置を促進します。

さらに、適応指導教室\*の効果的な活用を図るとともに、フリースクール\*等との連携を進めます。

# 教育委員会事務局 教育部あいちの学び推進課、 教育部保健体育課、管理部財 務施設課

県立中学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒の問題行動等の未然防止や解消に向け、教育相談体制の充実や福祉関係機関との連携を図ります。

### 【新規】

また、県立中高一貫附属中学校における就学援助について、 市町村に対して制度の趣旨に沿った援助の実施を働きかける ほか、学校給食費及び医療費の就学援助を始めとする教育費 負担の軽減に関する制度の周知を行い、就学継続のための支 援を行います。

# 教育委員会事務局 教育部保健体育課

学校訪問等の機会を捉え、学校における薬物乱用防止に関する指導内容について助言し、資質の向上を図ります。

	また、薬物乱用防止教室の開催について、県立学校や市町村
	教育委員会へ周知し、各学校で実施されるよう取り組みます。
警察本部少年課	修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティア
	等の少年警察ボランティア*と連携し、学習支援、社会奉仕体
	験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に
	対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。
	また、各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行
	の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げま
	す。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県社会福祉士会	スクールソーシャルワーカー養成研修を実施し、学校生活
	で困難を抱える子どもたちに質の高い相談支援ができる環境
	づくりに取り組みます。
愛知県更生保護女性連盟	地域小学校、中学校と連携し学校区内の巡視、見守りを実施
	しているほか、県内の更生保護施設*での昼食づくりの活動を
	通して非行の防止や立ち直りの支援を行います。
	また、県内で子ども食堂の経営により居場所づくりを行う
	とともに、民生委員や保護司*等のボランティアと協力して学
	習支援を行い、非行防止に取り組みます。
愛知県BBS連盟	保護観察所の依頼により行うBBS会*員による学習支援
	等のともだち活動に対し、協力します。
NPO法人	在院中の少年に対して、外部講師として、高卒認定試験合格
くらし応援ネットワーク	等に向けた学習支援を行います。
	また、非行少年*の立ち直り支援への理解促進や、より質の
	高い少年への支援のため、少年支援に関する研修や講演等を
	通して、他機関や他法人、他事業所との連携を図り、息の長い
	支援を実施します。
再非行防止	中学校や高校や大学などから授業でゲストスピーカーの依
サポートセンター愛知	頼を受けた場合には、積極的に受けて、非行防止についての講
	義を行います。
	また、児童相談所と連携を行い、社会的養護の少年、少女で
	住まいがない場合には、一時保護委託で受け入れ、住居の確
	保、生活支援を行い、非行防止に取り組むほか、少年院*入院

中に通信制高校入学の希望者がいる場合には、通信制高校の サポート校と連携し、少年院内での入学、レポートの取り組 み、仮退院後においては卒業までのサポートを行います。

### 法教育の出前授業について

### 名古屋少年鑑別所

少年鑑別所の役割には、①家庭裁判所等の求めに応じて、鑑別対象者の鑑別(非行や 犯罪に影響を及ぼす事情を分析した上で、処遇に役立てる指針を提案すること)、②観 護処遇(観護の措置が執られている者等に対し、安んじて審判等に向かっていけるよう に生活を整え、情報の保護に配慮し、特性に応じた適切な働き掛けを行うこと)に加え て、③地域援助があります。

地域援助は、地域社会の非行及び犯罪の防止に向けて、個人及び関係機関からの相談を受けたり、福祉・教育・司法・更生保護・医療保健といった機関や自治体等からの依頼を受けて研修や講演を行ったりする業務であり、学校等からの求めに応じて学校に出向いて児童・生徒向けに出前授業を行うことも地域援助の一つです。

出前授業では、依頼元の学校等のニーズを確認しながら、オーダーメイドで必要な内容を検討し、授業内容を組み立てています。これまでの出前授業を通じて、違法薬物等の問題性を理解してもらうために実施する「薬物乱用防止教室」のほか、基本的なルールの大切さを理解してもらうために実施する「ルールを学ぶ教室」、非行や犯罪に巻き込まれないために必要な観点を理解してもらうために実施する「防犯教室」、暴力の問題を理解してもらうために実施する「暴力防止教室」など、幅広い授業メニューを整えてきました。

支援の実際では、依頼された学校に赴いて、多目的教室や体育館などで学年単位又は全校の児童・生徒を対象に出前授業を行っています。こうした授業を担うのは、教育学等の専門職である法務教官が多いです。依頼を受けた法務教官は、学校からの依頼に応じて、伝えたい内容を考えて、パワーポイント等の教材を作成したり、時間内に授業が収まるように話す内容を検討したりと、準備に余念がありません。時には1,000人の生徒を前に授業をするのですが、そこは少年院等での授業経験が豊富にある法教教官もいますので、雰囲気作りやテンポある話しぶりで生徒の心をわしづかみにします。また、話を分かりやすくするために、絵心のある他施設の職員の力を借りて、イラストを用いて物語を作るなどの工夫をしています。反応も上々で、毎年依頼してくださる学校もあるくらいです。



出前授業の様子



(イラスト協力:静岡少年鑑別所)

近年では、SNSの正しい利用の仕方について、出前授業の依頼もありました。SNSは大変便利で、私たちの日常生活になくてはならないものになっています。一方で使い方によっては、いじめや犯罪につながったり、依存してしまったりする非常に恐ろしいものでもあります。SNSの使い方を間違ったときの代償が非常に大きいことは、非行防止、再犯防止の観点からもしっかりと伝えていかなければなりません。

SNSに関連した非行や犯罪に限らず、時代の流れとともに、新しいタイプの犯罪が次から次へと出てきます。子どもたちを非行や犯罪から守る活動は、少年鑑別所の役割の一つですので、私たちは今後も、社会の動向を踏まえて、法教育の内容について検討を重ね、充実させていきたいと思っています。

# V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組

# 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

### 〔現状と課題〕

犯罪をした者等はそれぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、 交友関係など異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。 再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のほか に、そのような対象者の背景や特性を把握した上で、対象者にとって適切な 指導等を継続的に行うことが重要となります。

これまで、国においては、個々の特性に応じた各種改善指導\*の実施等を行ってきました。また、刑法の改正(2023年12月施行)により、矯正施設\*における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用が開始され、受刑者の矯正処遇等において被害者や御遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図る取組が進められています。

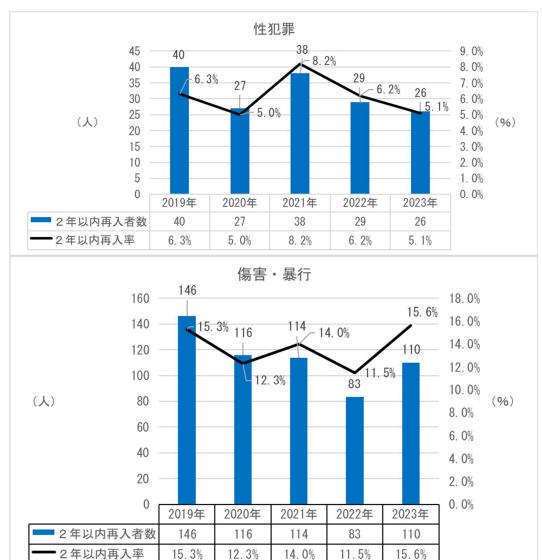
県では、ストーカー加害者に対するカウンセリング受診の働きかけや、暴力団の離脱に向けた取組等を進めています。また、矯正施設出所後の女性特有の悩みを相談できる専用窓口の設置や、増加する児童虐待相談に速やかに対応するため、児童相談所の機能強化等を図ってきました。さらには、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」として、弁護士が、犯罪をした者等に寄り添い、面会等を通じて、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどを行っており、年々そのニーズは高まっています。

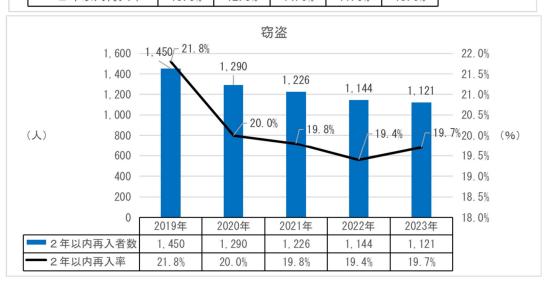
矯正施設及び保護観察所においては、犯罪をした者等の特性に応じた支援を実施しているところですが、依然として刑務所を満期出所した者や保護観察\*を終了した者等のうち、地域による支援が必要と思われる者が地域の支援機関・団体に必ずしも十分にはつながっているとは言えないこと、刑事司法手続\*を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとは言えないことなどが課題となっています。

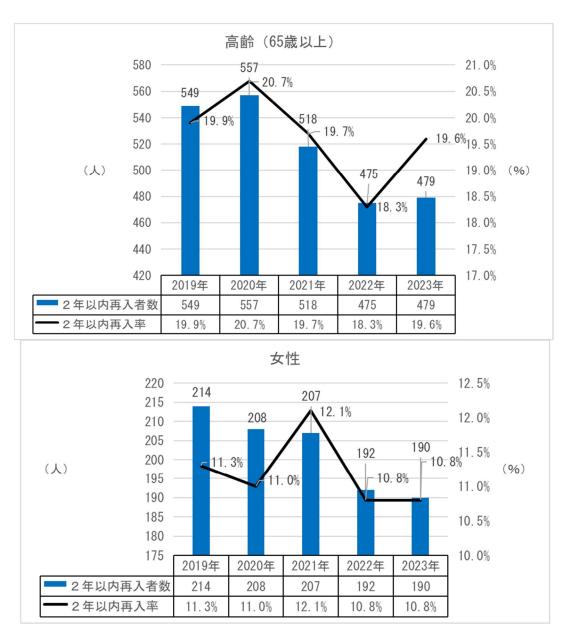
また、刑法の改正(2025年6月施行)により、拘禁刑\*の導入が開始されたことに伴い、受刑者に対する「懲らしめ」を目的としてきた刑罰が、社会復帰に向けた「立ち直り」に軸足を移すことから、受刑者の年齢などの特性に応じて対応していく必要があります。

※以下の統計データは、データの都合上、都道府県別数値ではなく、全国数値を使用しています。

〔主な罪名・特性別2年以内再入者\*数及び2年以内再入率〕







(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
名古屋保護観察所	(性犯罪) 性犯罪再犯防止プログラムの受講が必要な保護観
	察*対象者に対し、保護観察所において専門的処遇プログラム
	を実施していきます。
	(ストーカー) ストーカーに認定した者のうち特異動向が認
	められる場合は、愛知県警や所轄警察署と連携を図り、再犯防

	止に努めます。
	(少年の保護者への支援) 非行少年*の親子関係改善のため、
	定期的に外部講師による支援を行います。
	拘禁刑*下における集団処遇において、適切な処遇指標の指
【新規】	定のため、引き続き調査技能及び精度を高めるとともに、処遇
	  現場や医療従事者とも情報共有を図り、より効果的な支援の
	在り方について検討します。
豊橋刑務支所	知的障害、発達障害、精神上の疾病・障害などの障害特性や、
【新規】	各種依存症への理解を深めるために研修・勉強会等を行うほ
	か、DV*、虐待、性などの被害体験を含む事例のケース検討
	会・「オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた対話
	実践」等を行い、より効果的な支援の在り方について検討しな
	がら、医療・福祉面の問題がある被収容者への支援を充実させ
	ます。
岡崎医療刑務所	精神疾患を有する懲役受刑者のうち、特に出所後の生活に
	適応する能力の改善が必要である者に対して、作業療法士に
	よる治療としての作業療法を実施し、また、出所後の生活に適
	応するために必要とされる能力について、支援活動を行って
	いる福祉関係団体等から具体的な情報を収集して、作業療法
	や生活指導等の内容に反映させるなど、当該指導等の効果を
	高める方策を検討します。また、各種療法・指導等の回数の増
	加、対象者の範囲を広げるなど、社会復帰に向けた支援の充実
	を図ります。
名古屋拘置所	各種改善指導*について、引き続き専門家の知見を活用して
	その精度を高め、指導の充実化を図り、被収容者の犯罪特性に
	応じた一般改善指導や特別改善指導を実施します。
瀬戸少年院	特定生活指導の枠組みにより非行性等に応じた指導を行う
	ほか、在院者個々の特性に応じた働きかけを継続的かつ効果
	的に実施します。
愛知少年院	法務技官(心理職、社会福祉職)の知見を活用し、在院者の
	特性に応じた矯正教育を展開します。
名古屋少年鑑別所	鑑別*の精度の向上、対象者の特性に応じた観護処遇*を実
(法務少年支援センター)	施するとともに、鑑別や観護処遇を通して培ってきたアセス
【新規】	メント機能及び処遇技術を地域援助において発揮し、刑事司
	法(矯正)手続内だけではなく、関係機関・団体等からの幅広

く多様なニーズに応じられるようにするとともに、当該取組
をより多くの人々に認知してもらえるよう、積極的に広報活
動を行います。
また、関係機関との連携を深めながら、非行・犯罪の防止に
関する専門的知識・技術を活用した支援を行います。

# 【県】

担当課室	取組内容
防災安全局県民安全課	弁護士が、犯罪をした者等に寄り添い、面会等を通じて、社
	会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や
	就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどを行う「寄り
	添い弁護士制度による社会復帰支援事業」を実施し、関係機
	関・団体が連携した取組を推進します。
防災安全局県民安全課	暴力団離脱者の社会復帰を促進するため、暴力団離脱者を
【新規】	雇用する企業 (受入企業) の一層の拡大を図ることを目的とし
	て、庁内関係課の連絡調整を行う暴力団離脱者受入企業登録
	促進会議を開催します。
	また、関係課が実施する民間企業等との会議等において、暴
	力団離脱者受入企業の登録について、企業に対し働きかけを
	行います。
福祉局福祉部地域福祉課	愛知県女性相談支援センターにおいて、女性が抱える様々
	な悩み事等を、電話及び面談により相談を受け付け、必要な助
	言や援助を行うほか、必要に応じ、一時保護又は女性自立支援
	施設への入所対応を行います。
福祉局児童家庭課	児童相談センターにおいて、非行や問題行動に関する相談
	を含めた児童やその家族に関する様々な相談を受け付け、児
	童が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関と連携し
	ながら支援を行うほか、相談窓口では、匿名での相談にも対応
	する電話相談を実施します。
	また、休日・夜間においては、専門的な知識を持った相談員
	が、児童相談所全国共通ダイヤルによる相談に対応すること
	により、24時間365日相談しやすい体制を強化します。
	さらに、非行相談においては、児童や保護者との面接等を通
	じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携

	し、支援や指導を行うとともに、必要な児童については児童自
	立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援します。
保健医療局健康医務部	女性健康支援事業において、妊娠・出産等に関する相談支援
健康対策課	を行います。
警察本部生活安全	対象者の出所後の所在確認を、出所日から速やかに行い、継
特別捜査課	続的な所在確認を実施します。
警察本部人身安全対策課	ストーカー加害者の保護観察*実施上の特別遵守事項や問
	題行動等の情報を保護観察所と共有し、被害者への接触の防
	止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察
	所が行う仮釈放*の取消の申出又は刑の執行猶予*の言渡しの
	取消の申出に対する協力を行います。
	また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に対
	し、研修の受講を促進して、精神医学的・心理学的アプローチ
	に関する技術や知識の向上を図ります。
	さらに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得
	て、医療機関等によるカウンセリング等の受信に向けた働き
	かけを行うなど、精神医学的・心理学的なアプローチを推進し
	ます。
警察本部捜査第四課	愛知県暴力団離脱者対策協議会を開催し、暴力団離脱者の
	社会復帰のための就労対策について連携を図ります。
	また、愛知県暴力追放運動センターと連携し、県内の少年院
	*において、暴力団排除教養を実施し、暴力団への加入阻止を
	促進します。
	さらに、他県と連携した広域的な就労支援の充実を図るほ
	か、社会復帰対策の充実を図るため、受け皿となる受入企業の
	獲得に努めるとともに、受入企業への支援制度を拡充します。
警察本部少年課	ケース検討会の実施等、関係機関との連携を強化し、立ち直
	り支援の推進を図ります。
	また、少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺等の
	犯罪に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する
	講話を実施します。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県弁護士会	弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、刑事司法の各段階に
	おいて支援を行うことで、円滑な社会復帰を目指すよりそい
	弁護士制度の事業を実施します。
愛知県社会福祉士会	犯罪をした者への効果的な支援について考え、スキルアッ
	プしていくための研修会等を企画開催します。
NPO法人	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な就労支援ができる
愛知県就労支援事業者機構	よう、協力雇用主*の拡充と、各種団体との連携を図ります。
再非行防止	対象者が矯正施設*に在所している時から、社会で関わるス
サポートセンター愛知	タッフが、面会と文通を重ねて、コミュニケーションをしっか
【新規】	りとった上で、様々な支援を実施します。
	また、7年以上に犯罪経験のあるスタッフと、ないスタッフ
	がチームとなり、対象者の本音と希望を基にした再非行、再犯
	防止の支援を行います。
	さらに、対象者の保護者も孤独にならないように、電話や
	LINE などで相談を受けたり、面談を行ったり、当事者の家族
	だけが参加できる親の会を毎月1回開催します。

# 「寄り添い/よりそい弁護士制度」について 愛知県防災安全局県民安全課 愛知、県 弁 護 士 会

「寄り添い/よりそい弁護士制度」とは、弁護士が犯罪・非行をした者等に対する面会等を通して、逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、社会復帰に向けた要望の聞き取りや、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどの各種支援を行うもので、法的な支援を必要とする問題が生じた場合には、法律の専門職として積極的に関わる活動です。

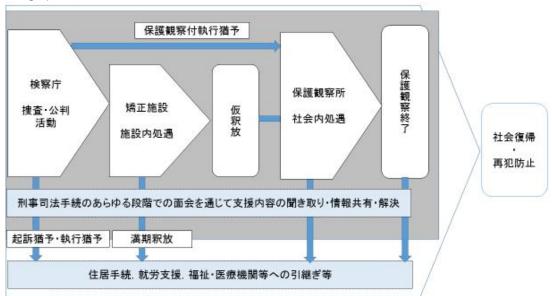
「寄り添い弁護士制度」は、愛知県が愛知県弁護士会に委託して取り組んでいる事業で、2018 年度・2019 年度に法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」として実施した後、効果検証を経て、2021 年度から本格的に実施しています。

「よりそい弁護士制度」は、愛知県弁護士会が独自に取り組んでいる事業で、2019 年4月から実施しています。

「寄り添い弁護士制度」及び「よりそい弁護士制度」は、いずれも申請者や支援対象者に費用負担はありません。

なお、他の弁護士会でこのような弁護士制度を実施しているのは、2025年4月時点で、県からの委託事業としては、福岡県弁護士会、弁護士会の独自事業としては、制度開始順で、兵庫県弁護士会、札幌弁護会、大阪弁護士会、第二東京弁護士会、広島弁護士会であり、委託事業及び弁護士会の独自事業の双方を実施しているのは、愛知県弁護士会のみです。

#### ○事業のイメージ



本制度実施前は、検察・裁判の段階(いわゆる「入口支援」)においては、刑事弁護活動などの延長として、事実上行っていた活動もありますが、刑事(少年)事件としては終了しているので、費用支払いの対象となりませんでした。本制度実施後は、一部ではありますが、費用が支払われることになるので、弁護士が事件終了後の活動を行うモ

チベーションを高めることができます。また、こうした活動が行われていることが弁護士会内で情報として共有されることにより、弁護士の入口支援活動がより活性化する (「そうか、こういう活動もできるのか」「自分もやってみよう」など) ことが期待できます。

また、矯正施設からの出所段階(いわゆる「出口支援」)においては、本制度実施前は、満期釈放(出所)者に対する支援の空白がありましたが、本制度実施後は、入所中のケース会議(施設担当者、出所後の自治体担当者(福祉関係)等が参加)に参加し、出所後もそこで決められた活動に従事できます。

さらに、本制度実施前は、出所前は施設担当者、出所後は自治体担当者等に「引き継ぐ」ことになるが、本制度実施後は、出所の前後を通じて、同一弁護士が、文字通り「寄り添って」活動をするため、支援対象者からの安心感も大きいと考えられます。

実際に活動した弁護士の声として、「釈放された時点で現金がほとんどない状態の対象者に対して、ボランティアではなく、仕事として適切に関わり続けることができて良かった。」、「法律相談するとなると心理的ハードルがあることや検索方法がわからないことも多いが、関係機関を通じて、制度を使うことで法律相談を利用しやすくなる。」など成果がある一方で、「弁護士がどこまでやるのか分からない。」「どこへつなげばいいか分からない。」「活動のマニュアルや相談先をまとめてほしい。」など課題もあります。

成果と課題を踏まえ、犯罪をした者等の社会復帰と再犯防止のために関係機関と連携し、本制度をより充実させていきたいと考えております。

### 拘禁刑下における集団処遇について

### 名古屋刑務所

拘禁刑下において、受刑者個々の特性等に応じた24種類の矯正処遇課程が設けられたことに伴い、名古屋刑務所では、DS(高齢福祉課程)、DH(福祉的支援課程(知的障害・発達障害))、DM(福祉的支援課程(精神上の疾病又は障害))及びA(依存症回復処遇課程)等に属する受刑者を収容し、これまで以上にきめ細かな矯正処遇を行うことになりました。

そこで、名古屋刑務所では、これらの矯正処遇課程の対象となる受刑者集団の処遇を行うにあたり、集団編成でありながらも個々の特性に応じた作業や指導を効果的に実施するため、可能な限り少人数での矯正処遇(ユニット処遇)を行うこととし、「シニア・サポート・センターユニット」、「単独棟ユニット」及び「改善指導ユニット」の3つのユニットを立ち上げ、次のような各種指導等を実施しています。

### 1 シニア・サポート・センターユニット(DS課程)

高齢等で自立生活が困難な者等に対して、出所後の社会生活に必要となる基本的な生活習慣及び生活技術を身に付けさせることを目的としています。

#### 【刑務作業の内容】

園芸除草等の軽作業

### 【各種指導の内容】

歌唱、楽器演奏(音楽健康法)

ストレッチ体操、けん玉等(健康維持運動療法)

クロスワードパズル等(脳トレ)



園芸除草等の軽作業



歌唱、楽器演奏



けん玉

### 2 単独棟ユニット(DH・DM課程)

他の受刑者と生活を送ることが困難な者に対し、個々の特性に応じて精神状態の安定等を図り、適切な対人スキルを向上させる目的としています。

### 【刑務作業の内容】

経理作業としての清掃や農業及び軽作業

### 【各種指導の内容】

かんたん体操(身体機能向上指導)

ちぎり絵・ぬり絵等(自己表現プログラム)

メダカ・カメ等の飼育(牛物育成プログラム)







かんたん体操

ちぎり絵・ぬり絵

メダカ・カメ等の飼育

# 3 改善指導ユニット(A課程)

薬物依存の特性を持つ者に対して専用の居室区域、工場等を設け、依存症回復に向けた対処法を身に付けさせることを目的としています。

### 【刑務作業の内容】

危険度の低い作業(車の部品関係) 老人ホームの車いす清掃及び靴洗い

### 【各種指導の内容】

薬物依存離脱指導

民間団体と連携した指導(ダルクミーティング)



老人ホームの車いす清掃



ダルクミーティング

# Ⅵ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等の ための取組

# 1 民間協力者の活動の促進等

### 〔現状と課題〕

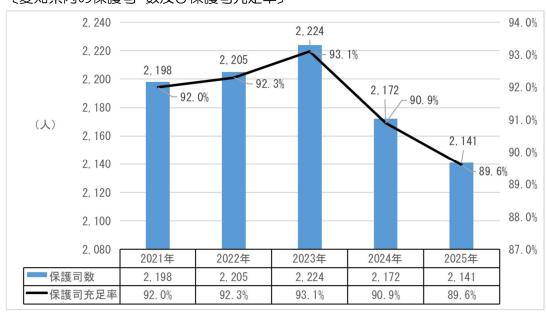
再犯防止の施策の推進には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会\*、BBS会\*等の更生保護ボランティアや、矯正施設\*を訪問して矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師\*、非行少年\*等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア\*など、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

愛知県では、保護司の充足率が89.6%と、全国平均より高いものの、2025年に初めて9割を下回るなど、保護司の確保が喫緊の課題となっています。

また、2024 年5月に滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、 担当する保護観察\*対象者が殺人容疑で逮捕される事案を受け、保護司の安全 確保に向けた取組の推進が求められています。

地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を 進めるため、犯罪被害者等への配慮も十分に考慮した上で、県民の理解を促 し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

### 〔愛知県内の保護司\*数及び保護司充足率〕



(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
名古屋保護観察所	保護司*、更生保護女性会*員、BBS会*員、協力雇用主*
	等の更生保護ボランティアに対して、会議開催や研修及び事
	例検討会の実施に対する支援を行うことで、更なる活動の推
	進と連携を図ります。
	特に、保護司の人材確保に向け、保護司制度等について広報
	活動を行うとともに、各保護区保護司会*や愛知県保護司会連
	合会に対し、保護司セミナー、保護司インターンシップ、保護
	司候補者検討協議会等の保護司適任者確保や更生保護サポー
	トセンター*の活用に向けた助言を行います。
名古屋保護観察所	保護司が保護観察*対象者と面接を行う際に、自宅以外の面
【新規】	接場所を確保するとともに担当保護司の複数指名を行う等、
	保護司の安全確保に努めます。
中部矯正管区	積極的に広報活動を実施するため、各協力団体の依頼に応
	じた施設参観等を引き続き実施します。
	また、民間協力者が主催する意見交換会やネットワーク懇
	談会等への参加を通じるなどして、協力者との連携強化に努
	め、再犯防止活動を促進します。
名古屋刑務所	篤志面接委員や教誨師*を始め、各分野の専門知識を有する
	民間協力者を招聘し、引き続き受刑者の改善指導*、出所後の
	意欲の向上等、再犯防止に有益となる取組を行います。
豊橋刑務支所	地域の矯正教育への理解促進を図るほか、協力雇用主会と
	連携して広報啓発活動を行っています。協力雇用主会を始め
	とする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支
	援を推進します。
岡崎医療刑務所	専門的な知識を有する民間協力者による改善指導*を行う
	など、再犯防止に向けた取組について、改善指導や就労支援の
- 1 1	拡充を引き続き図ります。
名古屋拘置所	(再掲)民間協力者のニーズに応えられるよう、引き続き職
N-7	域の幅を広げるために協力雇用主の新規開拓等に努めます。
瀬戸少年院	第志面接委員、教誨師*、地域の更生保護女性会、更生支援
	を行う NPO 法人を始め、様々な地域の専門家及び篤志家によ
	る協力を継続して得て、活動を促進します。

愛知少年院	篤志面接委員を始めとする民間協力者との連携強化に努
	め、再犯防止に有益となる取組の充実を図ります。
名古屋少年鑑別所	民間団体からの依頼に応じ、民間団体が主催する職員研修
(法務少年支援センター)	への講師派遣、民間団体が参加する事例検討会での助言、少年
【新規】	鑑別所の施設見学などに協力し、再犯防止に向けた取組を進
	めます。

# 【県】

担当課室	取組内容
防災安全局県民安全課	関係機関や民間団体等が参画する愛知県再犯防止連絡協議
	会を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、
	再犯防止の推進を図ります。
	また、愛知県弁護士会が実施する「よりそい弁護士制度」の
	運営に対し、協力を行います。
福祉局福祉部地域福祉課	名古屋保護観察所に置かれる名古屋保護司選考会への委員
	参画等、民間協力者の確保に対する協力を行うほか、更生保護
	団体への補助を行い、活動を支援します。
	また、地域生活定着支援センター*において、矯正施設*、
	保護観察所及び保健医療・福祉の関係機関等が主催する会議
	に参加する等により、ネットワークを構築し、機能の充実を図
	ります。
	さらに、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターの運
	営費助成等を通じて、県内ボランティア活動の振興を図りま
	す。
福祉局福祉部地域福祉課	保護司*が面接場所として公的施設を利用できるよう、市町
【新規】	村等へ配慮いただくよう、周知します。
警察本部少年課	少年ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機
	材の配布、広報活動等により支援の充実と活動の活発化を図
	ります。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県保護司会連合会	国及び地方公共団体等と共同で、一人でも多くの方に保護
	司になっていただけるよう保護司セミナーを実施するととも
	国及び地方公共団体等と共同で、一人でも多くの方に保護司になっていただけるよう保護司セミナーを実施するとともに、保護司に活動を継続していただけるようその活動支援に

	取り組みます。また、地方自治体、学校や地域の関係機関・団
	体との会合や情報交換会等の機会において、保護司*活動につ
	いて広報し、保護司適任者の確保の重要性等について理解を
	求める等して適任者の人材情報の提供が得られるようにしま
	す。
	また、保護司候補者検討協議会を設置する保護司会や学校
	との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会*に助成を
	行うことで保護司会の活動を支援します。
	さらに、更生保護女性会*やBBS会*が行う活動への支援
	と協力を行います。
愛知県更生保護協会	2024 年に設置した愛知県更生保護センターを核として、引
【新規】	き続き更生保護団体等への助成を行い、活動を支援します。
NPO法人	法人職員に保護司を登録し、生活環境調整や少年院仮退院
くらし応援ネットワーク	者*や矯正施設*からの仮釈放*者に対し、保護観察*における
【新規】	指導を行いつつ、保護観察所や地域生活定着支援センターと
	密な連携を図ります。
再非行防止	所属している日本自立準備ホーム協議会において、中部地
サポートセンター愛知	方の自立準備ホーム*事業者の勉強会、研修会を開催します。
	また、愛知県内の自立準備ホーム事業者の連携、ネットワー
	クの構築に向けた取組を行います。

## リ・スタート

## 愛知県更生保護協会

当協会は、犯罪をした人や非行のある少年が、善良な社会の一員として改善更生することを助け、彼らが再び罪を犯すことがないようにするため、昼夜を問わず更生保護活動に従事する県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主及び更生保護施設等各団体に、財政的に支援をすることを目的に1939(昭和14)年に設立しました。

また、当協会は、基本法である更生保護事業法に基づき設立された法人であり、同法に基づき

1 通所•訪問型事業

地域において、保護観察に付された人、刑務所等を満期で出所した人など犯罪や 非行をした人たちに対して、その更生と社会復帰を助けるため、必要な金品を給 与するほか、仕事に就けるよう支援を行うなどの継続的な取組

- 2 地域連携・助成事業
- (1) 更生保護に携わる団体に助成・支援 更生保護施設への助成、保護司会活動への助成、更生保護女性会への助成、BB S会への助成
- (2) 各種研修会・処遇活動への助成・支援を実施しています。

長く所管庁の法務省名古屋保護観察所の事務室をお借りして執務をしておりましたが、2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、 刑務所出所者等の再犯を防ぐために、地域全体で支えていく「息の長い支援」が求めら

れるようになったことから、愛知県保護司会連合会、愛知県更生保護女性連盟及びNPO法人愛知県就労支援事業者機構に呼び掛け、2024(令和6)年4月、県域の更生保護ネットワークを充実強化するための合同事務所として、名古屋市東区白壁の地に「愛知県更生保護センター」を設立しました。

当センターは、(株)豊田自動織機の前身豊田 自動織機製作所初代社長の豊田利三郎氏が所有



愛知県更生保護センター開所式の様子

していた豊田家に所縁のある閑静な住宅街に位置しております。

入居団体が合同事務所を設置することで情報を共有し、協同して新たな事業に取り組むことが可能になり、当協会が更生保護活動の地域拠点としての役割を担うことが期待されております。

一方、財政基盤の強化のため、2017(平成29)年から、県内22か所の商工会議所を廻り、名古屋保護観察所に更生保護に関する狙いや目的を紹介いただきながら、 賛助会員の拡大に努めております。本年度からは、新たに県内57商工会をブロック別 に廻り同様に新規会員獲得に努めております。

新たな事業としては、「リ・スタート愛知」支援プロジェクトを2025(令和7) 年1月、名古屋保護観察所との連携により開始しました。これは、国の予算が活用できない支援対象者(地域援助・刑執行修了者)に対し、緊急的な住居の確保や就労支援を行うことにより、その再犯を防止し、円滑な社会復帰を図ることを目的としたものです。

本プロジェクトの周知に努め、刑務所出所者等の円滑な社会復帰のお役に立てればと思っております。

さらに 2025 (令和7) 年度、愛知県から新たに補助金を受けることになりました。この補助金は、保護司の新規参入促進及び離職防止を目的とする取組に要する経費で、当協会を対象としたものです。そこで、2024 (令和6) 年保護司が、担当する対象者に殺害された疑いのある痛ましい事件が発生したことを踏まえ、保護司の担い手確保の一助になるために、この補助金を活用し初めてホームページを作成し、その中に保護司活動等を周知する内容を盛り込み、保護司の担い手確保に繋がるものにするため鋭意作成中です。作成後は、広く県民の方に見ていただけるよう発信に努める所存です。

今後は、将来に向けて持続可能な活動を通して犯罪や非行のない、安心・安全を誰も が体感できる社会の実現に向けて、微力ながら取り組んで参りたいと思いますので、引 続き皆様の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

## 2 広報・啓発活動の推進

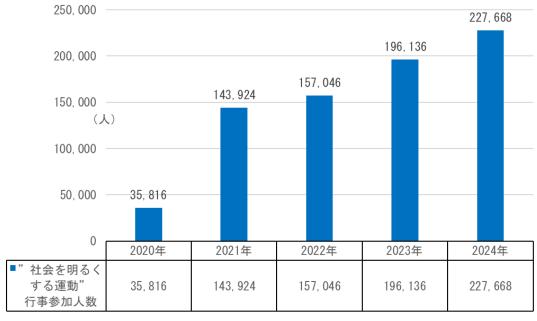
#### 〔現状と課題〕

犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となるためには、県民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することがないように支援する必要があります。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策や、民間協力者による活動は県 民にとって必ずしも身近でないために、関心と理解を得にくく、県民の認知 が十分とは言えません。

さらに、地域における再犯防止の取組を進め、犯罪をした者等を社会的に孤立させないためには、県民の再犯防止の取組に対する理解を促す必要がありますが、そのために単に犯罪をした者等への支援を行うのではなく、犯罪被害者等への十分な配慮をもって進めていかなければなりません。したがって、県民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者等への支援の充実を図りつつ、広く県民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。

## 〔愛知県における"社会を明るくする運動\*"行事参加人数〕



(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

# ○具体的な取組

# 【国】

担当機関	取組内容
名古屋地方検察庁	入口支援*について、行政機関、福祉機関等に対し、業務説
	明等の広報活動を実施すると共に、学生等を中心とした県民
	の方々にも広報活動を通じて再犯防止の取組を周知します。
中部矯正管区	再犯防止シンポジウムや矯正展等において、関係機関や民
	間団体等との連携を強化し、再犯防止に係る施策を推進する
	ための広報・啓発活動を、積極的に実施します。
名古屋保護観察所	犯罪・非行の防止と立ち直りの支援に対して広く県民各層
	の関心と理解を深めるための啓発活動について、社会を明る
	くする運動*の強調月間及び再犯防止啓発月間*である7月を
	中心に、県内各所での街頭広報活動を展開するほか、PR動画
	素材等デジタルサイネージを活用した情報発信に取り組みま
	す。
名古屋刑務所	矯正展等の広報の機会を活用しての施設参観の実施や、再
	犯の防止等の推進に関する法律の意義や出所者の地域支援の
	重要性等について広報するほか、各種協議会等において、当所
	の取組についても周知を行います。
豊橋刑務支所	施設所在地の自治体が開催する出張講座にて、地域住民等
	に対し、矯正施設*の役割・再犯防止施策を説明する広報活動
	を実施します。
	大学や関係機関での講演を通し、矯正の取組についても理
	解促進を図ります。
岡崎医療刑務所	矯正展や施設参観等の機会に、広報活動を積極的に行い、さ
	らに矯正展や施設参観等の機会だけでなく、刑務作業製品の
	即売会や関係機関との協議会等の機会等を利用し、より広範
	な広報・啓発活動を引き続き行います。
名古屋拘置所	民間協力者の確保に向け、各種協議会や施設参観の際に再
	犯防止の取組に関する広報活動を積極的に実施します。
瀬戸少年院	積極的に参観を受け入れていくほか、職業指導製品(陶芸、
	ハーバリウム、農産物)を地域の福祉マルシェに出展して広報
	活動を行います。
愛知少年院	矯正展等を通して少年院*の教育活動に対する理解促進を
	図るとともに、施設開放等を通して地元に根差した運営を展

	開します。
名古屋少年鑑別所	施設見学の実施、大学や関係機関主催の講演会での講義、協
(法務少年支援センター)	議会等の機会を通じて、矯正施設*の実情を広報しているほ
	か、「愛知法務少年支援センター*」として個人からの相談や
	司法、教育、福祉など関係団体の求めに応じて、情報提供、助
	言、各種調査、心理的援助及び研修・講義等「地域援助業務」
	を行い、愛知法務少年支援センターとして地域援助業務に積
	極的に取り組みます。

# 【県】

担当課室	取組内容
防災安全局県民安全課	犯罪をした者等を地域社会の一員として包摂し、その
【新規】	立ち直りを支援するため、県民向けに、再犯防止についての関
	心と理解を深めるための啓発を行うとともに、第二次愛知県
	再犯防止推進計画による取組の内容を周知します。
防災安全局県民安全課	7月の再犯防止啓発月間*において、ポスターの掲出やWeb
	ページづくり・交通安全パートナーシップ企業通信等を活用
	し啓発月間の周知を行います。
県民文化局県民生活部	青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動において、重点
社会活動推進課	項目に「再非行(犯罪)の防止」を掲げ、関係機関による青少
	年を支える体制づくり等の取組や広報啓発活動の推進などを
	行います。
福祉局福祉部地域福祉課	広く県民各層に犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更
	生について理解と関心をもってもらえるよう、「社会を明るく
	する運動*」の強調月間である7月を中心に、本運動を推進し
	ます。
	また、地域生活定着支援センター*において、矯正施設出所
	後に自立した生活を営むことが困難と認められている高齢者
	や障害のある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着につい
	て、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。

# 【民間団体】

担当機関	取組内容
愛知県社会福祉士会	より多くの社会福祉士*が司法福祉の領域を知る機会を増
	やしていきます。

愛知県更生保護協会・愛知県	社会を明るくする運動*愛知県推進委員会へ助成を行うと
保護司会連合会	ともに、諸活動に参加します。
愛知県更生保護協会	機関紙「あいち更生保護」を年4回発行し、更生保護関係者
	及び賛助会員等に配布し、引き続き機関紙の発行を通じて広
	報活動を行い、更生保護についての理解促進を図ります。
NPO法人	ホームページによる情報発信により、就労支援による再犯
愛知県就労支援事業者機構	防止の取組について理解促進を図るよう努めます。
【新規】	
愛知県地域生活定着	犯罪をした者等への支援について、広く理解と関心を持っ
支援センター	てもらえるよう、定期的な研修会等を開催し、事業説明や関係
	機関との意見交換を行います。
	地域の機関から求められた講演依頼や勉強会講師依頼等は
	積極的に受領し、民間協力者の活動促進の為、広報啓発活動を
	行います。
愛知県内地区協力雇用主会	更生保護関係団体等や愛知県就労支援事業者機構と協力
	し、再犯防止の取組について理解促進を図るよう努めます。
再非行防止	マスメディアからの取材依頼には、個人情報の遵守に細心
サポートセンター愛知	の注意を払いながら、可能な限り受けていきます。
【新規】	また、更生するために必要な情報を発信するエフエムとよ
	たの「コウセイラジオ」への出演を通し、広報、啓発を行うほ
	か、講演会、シンポジウム、勉強会等の企画、開催、SNS 等で
	の発信も積極的に取り組みます。

## 少年院や刑務所の見える壁と、見えない壁を突き破る 「コウセイラジオ」

## 再非行防止サポートセンター愛知

「コウセイラジオ」は、現在同ラジオでパーソナリティーを務め、当センター設立時より取材をしている大手新聞記者である芳賀氏が、名古屋大学大学院情報学研究科在学中に受刑者自らが発信する「刑務所ラジオ」などを研究する中で、2022年5月に、提案された「prisonradio 企画案」が始まりです。

「prisonradio 企画案」は、非行や犯罪を防ぐ方策を考えるラジオ番組を作りたいというもので、過去に罪は犯したけど今は犯罪をせずに生きている人や、罪を犯した人たちを支援している人を出演させたいというものです。

当センター理事長である私は、「非行少年に、過去に少年院に入所していた自分のようになって欲しくない。」、「再非行・再犯を減らしたい。そのために何ができるか。」ということを毎日のように考え、できることから取り組むことをライフワークにしているので、ラジオというツールを活用して、再非行・再犯を減らすということにチャレンジしたいと思い協力することとしました。

まず、愛知少年院が所在している豊田市と名古屋刑務所が所在しているみよし市を放送エリアに持っている、「エフエムとよた」に、この企画を持ち込み、番組ディレクターである小笠原氏と協議を重ね、2022年10月から、半年間、週に1回の放送で、スタートすることになりました。

番組タイトルである「コウセイラジオ〜break through the wall〜」は、社会復帰を意味する「更生」と、「公正」な情報が届けられることで非行少年や家族らの当事者が社会に立ちはだかる壁を乗り越えるとともに、地域住民との心の壁をなくしていくという思いを込めて、芳賀氏、小笠原氏、私の3人で考案しました。また、見える壁だけではなく、見えない壁も存在し、少年院や刑務所から社会復帰後も、見えない壁として残り続けることは、更生の阻害要因の一つにもなることから。「壁を突き破る」という言葉をサブタイトルにしました。

半年間の期間限定の番組でしたが、好評につき、気づけば、現在4年目となり、50人以上のゲストに出演をしてもらいました。

また、この番組を少年院で生活している少年にも聴いて欲しいと思い、愛知少年院に相談したところ、2023年4月から放送内容を録音したもの、毎週流してくれることになったほか、岡山少年鑑別所でも同様に流してもらえるようになりました。

番組の中では、ゲストの話だけではなく、ゲストの思い出の曲や、ゲストの話に合う曲を小笠原氏がベストチョイスをして流しています。また、愛知少年院の在院生が作った詩も一つずつ紹介をしており、少年院の少年たちや、少年院などを出院した元少年たちからは、コウセイラジオに出演したい、内容や曲がとても良いと言ってくれることが多く、コウセイラジオの意義を感じているところです。

また、以前ゲスト出演した罪を犯したことのある元非行少年たちからは、自分が出演した放送回を聞き返して自分を振り返ることがある、自分が変わる後押しになってい

るなどと、言ってくれることもありました。

今後は、犯罪被害に遭った人や、その家族の感情、犯罪被害者が活用できる支援の情報の発信、コウセイラジオを放送できる矯正施設を増やすこと、非行や犯罪を防ぐ方策を考えるラジオ番組を作りたい人への協力、矯正施設内で生活している少年院在院生や刑務所受刑者と一緒にラジオを作る企画の取り組み、コウセイラジオの効果や課題などを研究者に協力してもらい研究することなどに取り組みたいと考えております。

全国に、非行や犯罪を防ぐ方策を考えるラジオ番組が増えていき、少年院在院生や刑務所受刑者が再非行・再犯をしないために聴きたいラジオを選択できるように、「コウセイラジオ」は、少年院や刑務所の見える壁と、見えない壁を突き破り、ラジオというツールを活用し、再非行・再犯を減らしてまいりたいと考えております。

## ○エフエムとよた (ラジオ・ラブィート) コウセイラジオ

放送日時: 火曜日22時30分から23時、再放送は日曜日23時から23時30分

聴き方:FM プラプラのアプリ取得→東海から「ラジオ・ラブィート」を選択

※一部、過去放送回をSpotify「コウセイラジオ」からもお聴きできます。

パーソナリティー: 芳賀美幸、髙坂朝人

受賞:2023年度ギャラクシー賞「報道活動部門」(選奨)



ギャラクシー賞受賞の様子

## 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第5条に基づき、 再犯の防止に携わる関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進 するため、愛知県再犯防止連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(協議 事項)
- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。
  - (1) 再犯の防止に関する取組に係る事項
  - (2) その他再犯の防止に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、愛知県防災安全局長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県防災安全局県民安全監をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

- 第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(検討委員会)

- 第5条 会長は、専門の事項を協議するため、検討委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 2 委員会は、同時に複数置くことができる。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長は、協議会委員の中から会長が指名する。また、委員は、検討する内容に応じて、委員長が協議会委員の中から指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(個人情報の保護)

第7条 協議会及び委員会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

<b>∧</b> ⊨	(別及   承知周歴(公本人日日
会 長	愛知県防災安全局長
副会長	愛知県防災安全局県民安全監
	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課長
	愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長
	愛知県福祉局福祉部地域福祉課長
	愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
	愛知県福祉局高齢福祉課長
	愛知県福祉局児童家庭課長
	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長
	愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室長
	愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課長
	愛知県労働局就業促進課長
	愛知県建設局土木部建設企画課長
	愛知県建築局公共建築部住宅計画課長
	愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室長
	愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課長
	愛知県教育委員会事務局教育部あいちの学び推進課長
	愛知県教育委員会事務局教育部高等学校教育課長
	愛知県教育委員会事務局教育部義務教育課長
	愛知県教育委員会事務局教育部保健体育課長
	愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課長
	名古屋地方検察庁総務部刑事政策推進室長
	中部矯正管区総務企画部更生支援企画課長
	中部地方更生保護委員会指導監査官
委員	名古屋保護観察所首席保護観察官
	愛知労働局職業安定部職業対策課長
	名古屋刑務所矯正処遇調整官
	- 豊橋刑務支所首席矯正処遇官
	岡崎医療刑務所首席矯正処遇官
	名古屋拘置所首席矯正処遇官
	瀬戸少年院首席専門官
	愛知少年院首席専門官
	名古屋少年鑑別所首席専門官
	愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長
	愛知県医師会理事
	愛知県社会福祉協議会事務局長
	愛知県社会福祉士会事務局長
	愛知県更生保護協会事務局長
	愛知県保護司会連合会副会長
	愛知県更生保護事業連盟理事
	愛知県更生保護女性連盟事務局長
	愛知県BBS連盟事務局長
	愛知県就労支援事業者機構事務局長
	愛知県地域生活定着支援センター長
	愛知県内地区協力雇用主会代表
	愛知県社会保険労務士会会長
	麦州県住云床映の栃工云云で   再非行防止サポートセンター愛知理事長
	1771117/11117 小   ロマノ 夏州生ず以

#### 【あ行】

## ○ 依存症専門医療機関

依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関として都道府県又は政令指定都市で選定している医療機関。

#### ○ 依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関のうち、専門医療機関のとりまとめ、情報発信、研修などを担う「治療拠点」となる医療機関として都道府県又は政令指定で選定している医療機関。

#### 〇 入口支援

軽微な犯罪をして起訴猶予となり釈放されたり、刑事裁判で執行猶予などになった高齢者、障害者に対する住居確保や生活面、福祉面の支援を行う制度。

#### 【か行】

## 〇 改善指導

刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の一つであり、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導をいう。特定の事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図るために行われる特別改善指導と、それ以外の一般改善指導がある。前者は、①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」、及び⑥「就労支援指導」の6類型の指導が実施されている。

#### ○ 仮釈放

地方更生保護委員会の決定により、刑事施設から受刑期間の満了前に受刑者を仮に釈放することをいう。悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察を付することが改善更生のため相当であると認める場合に認められる。

### ○ 観護処遇

少年鑑別所が在所者に対して行う働き掛けのうち、鑑別を除く全てを指す。

#### 〇 鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すこと。

## 〇 起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないことを理由に検察官が行う不起訴処分。

#### 〇 教誨師

全国の矯正施設に収容されている被収容者の宗教上の希望に応じ、施設の長の承認を得て所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の篤志家である宗教家。

#### ○ 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

## ○ 刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続。

#### 〇 刑法犯

刑法(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除く)、 暴力行為等処罰二関スル法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等に規定される 犯罪。

#### ○ 矯正就労支援情報センター室(コレワーク)

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰住先等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する者を収容する刑事施設・少年院を紹介する国の機関。

#### ○ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で 雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

#### ○ 刑執行終了者等の援助

更生保護法第88条の2に、「保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる」とされている。

#### ○ 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

## ○ 刑の一部の執行猶予制度

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年以上5年以下の期間、執行を猶予することができるとする制度。

#### ○ 刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な職業指導や生活指導等を行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

#### ○ 拘禁刑

受刑者に対する「懲らしめ」を目的としてきた刑罰である懲役と禁錮を廃止し、社会復帰に向けた「立ち直り」に軸足を移す目的として2025年6月から創設されたもの。刑法第12条第3項に、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とされている。

#### ○ 更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人の申出に基づき、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

#### ○ 更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるよう適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

## ○ 更生保護サポートセンター

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護区保護司会によって設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

#### ○ 更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

#### ○ 更生保護女性会

地域の犯罪予防活動と、罪を犯した者・非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体。

#### ○ 更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。

## 【さ行】

#### 〇 再犯者

前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

#### ○ 再犯防止啓発月間

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に、国民の間に広く再犯防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。

#### 〇 再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

#### ○ 社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

#### 〇 社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

## ○ 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

#### ○ 就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

## ○ 就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

## ○ 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティーネット法)に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者(要配慮者)に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度。

#### ○ 少年院

家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容するとともに、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

#### 少年院仮退院者

少年院在院者のうち、処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当である等と地方更生保護委員会から仮退院の決定により認められた者。なお、少年院仮退院者は保護観察に付される。

## ○ 少年警察ボランティア

少年の非行防止および少年の保護を図るため、警察署長等から「少年補導委員」等として委嘱された 地域のボランティア。

#### ○ 少年サポートセンター

都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施する。

#### 処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱い。

## 〇 初入者

受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者。

#### ○ 自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活

#### 指導等を委託する。

#### ○ 自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとを抱える方の相談を受け、包括的な支援を行う相談窓口。市域においては市が、町村域においては県が設置する。

#### ○ スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

## ○ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

#### ○ 全部執行猶予

刑法第25条に規定する刑の全部の執行猶予。

#### 【た行】

#### 〇 地域援助

更生保護法第88条の3に、「保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする」とされている。

#### ○ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス(社会福祉施設への入所など)を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。

### ○ 地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

#### ○ 地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳から 49 歳までの人に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

#### ○ 適応指導教室

不登校の小中学生に対して、集団生活への適応や基礎学力の補充等のための相談・指導を行い、学校への復帰を支援する教室。市町村が設置。

#### ○ 特別調整

高齢者(おおむね65歳以上)、又は障害を有する受刑者や少年院在院者であって、かつ、適当な帰住 予定地がない者を対象として、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう整備を行う。

#### ○ DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者等(配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者)からの暴力。

#### 【な行】

## ○ 入所受刑者(新受刑者)

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに刑事施設に入所するなどした受刑者。

## 【は行】

#### 〇 非行少年

犯罪少年(罪を犯した少年(犯行時に 14歳以上であった少年)をいう。)、触法少年(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。)、ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事

由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。)の総称。

#### ○ BBS会

非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、 その少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動(BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement))を行う青年のボランティア団体。

## ○ フリースクール

不登校や引きこもり等の児童生徒を対象とした、学校教育の枠にとらわれない民間の学びの場、居場所。教育理念や支援内容、施設等の形態は様々。

## ○ 包括的就労支援

刑務所出所後に安定した職業生活を営むために、就労の確保や職場定着に困難が伴い、支援の必要性が高い刑務所出所者等に対し、適切な就労マッチング及び職場定着を実現させるため、矯正施設に収容されている早期の段階から、就労に資するアセスメントを実施し、施設内処遇、生活環境の調整及び社会内処遇における就労に必要な指導・支援を切れ目なく一体的に行う、矯正官署と更生保護官署が協力して取り組む支援策。

#### ○ 法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第 131 条に基づく、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助(地域援助)を行うに当たり用いる名称。所在地の地名を前後に付して表記される。児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら活動する場合もある。

## ○ 保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導 と支援を行うもの。

#### ○ 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

## ○ 保護司会

研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている保護司の組織であり、保護司はそれぞれに配属された保護区の保護司会に加入している。

#### 【ま行】

## ○ 満期釈放者

刑事施設等から受刑期間を満して釈放になる者をいう。



## 愛知県は「SDGs未来都市」として SDGsの達成に向け、取り組んでいます。



AICHI 安全なまちづくり アンキーくん



更生ペンギンのホゴちゃんと サラちゃん

愛知県再犯防止推進計画

発行/202●年●月

編集/愛知県防災安全局県民安全課

電話:052-954-6176

ファックス: 052-954-6910

電子メール: kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp